

朝鮮時代における三司の言論と官人の處罰

矢 木 毅

はじめに

- 一 風聞・避嫌・處置
 - 二 批答と啓字
 - 三 官人の處罰
 - 四 解罰と敘用
- おわりに

はじめに

朝鮮時代（一三九二～一九一〇）には専制君主権力の發動による知識人の弾壓がたびたび起こり、これらは總じて「十二史禍」^①と呼ばれている。

首陽大君（後の世祖）が政敵の金宗瑞らを謀殺した癸酉士禍（一四五三）、そのあと退位に追い込まれた魯山君（端宗）の復位を圖って「死六臣」らが肅清された丙子士禍（二四五六）、さらには「勳舊派」の主導する政治風土を變革して「堯舜の至治」を實現しようとした趙光祖らを、その志半ばにして「朋黨」の罪に陥れた己卯士禍（二五一九）など、一連の

表一 三司

官 品	司憲府	司諫院	弘文館 (玉堂)
從二品	大司憲 (從二品, 一員)		
正三品		大司諫 (正三品, 一員)	副提學 (正三品, 一員) 直提學 (正三品, 一員)
從三品	執義 (從三品, 一員)	司諫 (從三品, 一員)	典翰 (從三品, 一員)
正四品	掌令 (正四品, 二員)		應教 (正四品, 一員)
從四品			副應教 (從四品, 一員)
正五品	持平 (正五品, 二員)	獻納 (正五品, 一員)	校理 (正五品, 二員)
從五品			副校理 (從五品, 二員)
正六品		正言 (正六品, 二員)	修撰 (正六品, 二員)
從六品			副修撰 (從六品, 二員)

「士禍」に斃れた知識人たちは、いわゆる「士林派」が政局を掌握した宣祖朝以降に順次その名譽を回復され、後世においてますますその「神格化」が進められていった。

ところが、東西分黨の發端となった乙亥黨論(二五七五)以降、いわゆる「士林派」の勢力は「西人」と「東人」に分裂し、東人が政權を掌握するとその勢力は「北人」と「南人」に、西人が政權を掌握するとその勢力は「老論」と「少論」に分裂した。いわゆる「老少南北」の、「四色」黨派の抗争の時代の幕開けである。

知識人の輿論が分裂したことに伴い、己丑・鄭汝立の獄(二五八九)以降の一連の事件については、それが不当な彈壓(士禍)であるのか、それとも正当な處罰(討逆)であるのかの線引きが揺らぎ、いわゆる四色黨派(老少南北)のそれぞれの立場で歴史に對する評價が極端に異なってくる。このため朝廷における政策や人事をめぐって、朝鮮後期には大小さまざまな政争が頻發したが、それらは基本的には「言論」による攻防であり、その言論を主導したのは「三司」に據點をおく當代一流の儒教知識人たちであった。

官紀の肅正を掌る司憲府と、國王への諫諍を掌る司諫院を、併せて「臺諫」または「兩司」といい、これに國王の文藝の顧問に應じる弘文館を加えて「三司」という(表一)。三司は當代の知識人の輿論——いわゆる「公論」

——を代表する機關であり、國王といえども、この三司の言論を無視することはできなかつた。朝鮮時代の政治は、いわば國王の絶対権力と、この「三司」に代表される儒教知識人の「公論」とのバランスのうえに展開されていたのである。⁽²⁾

官紀の肅正を掌る司憲府は「風聞」によって官吏を弾劾する特権をもち、特に大臣を弾劾する場合には「兩司」が合啓して言論攻撃を展開したが、この種の弾劾を受けた官人は、ひとまず「避嫌」と稱して出仕をひかえ、國王にその進退を一任する。國王の方では「三司」の「公論」を勘案しつつ、當該の官人に對する何らかの處分を下すが、その處分には判決としての確定力がなく、したがって、それは政局の變化に應じて随時に變更され、加重されたり減免されたりを繰り返した。

従來、この種の黨争に關する政治史的な研究成果は少なくないが、先行研究においては官人に對する一連の懲戒處分の體系と、明律の「五刑」との關係が的確に把握されておらず、刑罰制度全般についても概して實態的な考察の不充分なものが多い。⁽³⁾そこで、本稿ではこの種の處分の體系を、明律に基づく「五刑」の體系と對比しながら具體的に描出していきたい。まず第一節では三司の言論活動を概観し、第二節ではそれに對する國王の對應方式を整理する。そして第三節で官人に對する處罰の體系を示し、第四節では處罰の解除による官人たちの名譽回復の過程をたどる。なお、官人に對する處罰のなかには、當然、「律」の規定に基づく通常の刑罰（五刑）も含まれるわけであるが、これについては別途考察したことがあるので省略する。⁽⁴⁾

刑（五刑）にせよ、罰（懲戒）にせよ、形式上、すべては絶対権力としての國王の意思によって決定された。官人の處罰をめぐる君臣間の駆け引きと、それを軸に展開していった近世朝鮮時代の政治史の特質とを、できるだけ具體的な事例に即して明らかにしていきたいと思う。

一 風聞・避嫌・處置

李重煥（一六九〇～一七五二）の『擇里志』⁵ト居・人心の條に、朝鮮時代の政治文化を論じて次のように言う。

蓋し我が國の官制は、上世に異なれり。三公・六卿を置きて諸司を董率すといえども、しかも重きを臺閣に歸し、風聞・避嫌・處置の規を設けて、専ら議論を以て政を爲す。⁶

ここで李重煥が指摘しているのは、朝鮮時代における「臺閣」、すなわち司憲府・司諫院の「議論」を中心とする政治、いわゆる「公論」による政治のあり方に他ならない。李重煥は政治に「公論」を反映させるための制度・慣習として、「風聞・避嫌・處置」の三つを擧げている。このそれぞれについて簡単に説明を加えておくことにしよう。

(1) 風聞

『擇里志』にいう「風聞」の規とは、風聞による弾劾、つまり明確な證據や證言の提示なしに、聞き傳えによって官吏の不正を弾劾することを言う。中國では古くから御史による「風聞論事」が許されていたが（『容齋隨筆』四筆、卷十一、御史風聞⁷）、その點は近世の朝鮮においても同様であり、唐宋の「御史臺」に相當する朝鮮の「司憲府」においても「風聞」による官吏の弾劾が盛んに行われていた。各種の史料を要約した【事例】を通してその具體相を検討しよう。

【事例1】 司憲府が陽城縣監・朴懋の「貪鄙」を弾劾して「罷職」を求めたため、王がさらに具體的な説明を求めたところ、司憲府では「これといって具體的に指摘することはできないが、守令として赴任した先々で苛斂誅求を事としており、物議が沸騰しているので弾劾に至った」と回答した。（『宣祖實錄』卷十七、宣祖十六年閏二月丙子條）⁸

このように司憲府の弾劾では、必ずしも證據や證人を明示する必要はなく、假に證據や證人があってもそれらを伏せて弾劾することが許されていた。そうして、その弾劾が正當であると見なされた場合、國王は改めて正式に取り調べを命じるか、もしくは自らの判断によつて直ちに必要な處分を行うことになる。

六品以上の員は、犯す所の罪状をば準備推考し、罪状の輕重を以て（1）杖以上の罪は、申聞して、謝牒を收めて鞫問せよ。（2）笞罪は職牒を收むるを許さず、公緘を以て辜状を問備し、緣由を具録して、使司（都評議使司）に呈して量罪し、巡軍に移文して決笞還任せしめよ。（『太祖實錄』卷十二、太祖六年九月己巳條——文節番號は引用者）⁹

右の『實錄』の記事に見られるとおり、六品以上の官人（いわゆる「參上」）の罪は、司憲府の豫備的な審問を踏まえて、それが「杖以上」に相當する場合は王に申聞して謝牒（告身）を沒收して鞫問するという正式の裁判手続きに入るが、「笞罪」の場合はそれを省略し、公緘（書面）による事情聽取（問備）によつてただちに刑を執行することになっていた。

これを逆にいうと、官人の「笞」以下の輕罪については、司憲府は王命を俟たずに自由に豫備的な審問（問備、推考）を行うことが許されていたわけである。この特權にもとづき、司憲府は官人に對して「公緘」による取り調べを行い、それが「杖以上」の罪に相當すると確信した段階で、はじめて國王への「彈劾」に踏み切る。

もつとも、「風聞」による弾劾には一定の制限があり、特に地方官（守令）を弾劾することは、「貪汚・虐民」の告發以外は原則として禁じられていた。¹⁰しかし、

大臣の不法、守令の貪汚・虐民、婦女の失行、人子の不孝、疎薄正妻の如き、あらゆる綱常に關係し、風俗〔を汚染する〕等の事（『睿宗實錄』卷一、睿宗元年閏二月丙寅條）¹¹

については、司憲府から「聞見する所に隨いて、ただちに推劾を加え、もしそれ情を得れば、啓聞して科罪」¹²すること、すなわち「風聞」によって弾劾することが、むしろ積極的に獎勵されてもいたのである。

弾劾に際しては、まず司憲府から被疑者に「公緘」とよばれる質問状を送り、その回答内容を踏まえて弾劾を行うことが一般的である。この「公緘」による事前の取り調べを「公緘推考」といい、略して「緘推」ともいう。「公緘」による取り調べを行うことは、司憲府の固有の特権であって、対象者が「三公」等の正一品官——いわゆる「大臣」——でなければ、取り調べに際して事前に國王の許可を求める必要もない。¹³

【事例2】兼宣傳官の朴良は朴永文の後妻の子であるが、この後妻は黃孝源の妾の子。つまり、朴良は「庶賤」の血を引いているので、本來、東西班の職を授けることはできない。にもかかわらず、兵曹が彼を「兼宣傳官」に任命したのは、必ずや情實による人事にちがいない。そこで「判書」以下の官人については司憲府から「公緘」を送って推問するが、大臣である「兼判書」に對しては王の許可を待つて推問したいとの由を司憲府が上啓した。（『中宗實錄』卷

二、中宗二年閏正月庚戌條）¹⁴

【事例3】 國王の南別宮への行幸に際し、百官が下馬・班立（して王を迎送し、儀式が終わって）その場を退こうとしたところで、定遠君（宣祖の庶子で、仁祖の父。後に追尊して廟號を元宗という）の從者が左議政金應南の從者と道を争い、亂闘となったが、定遠君は宮奴の横暴を放任して取り締まろうとしなかった。このため、司憲府持平の南以信が定遠君の「推考」を要請した。（『宣祖實錄』卷八十九、宣祖三十年六月丁丑條）¹⁵⁾

右の二例では取り調べの對象者が「大臣」や「王子」であるため、事前に國王の許可を求めているが、それ以外の場合は司憲府から直ちに「公緘」を送って取り調べを行っていたことがわかる。この「公緘」による取り調べを通して「風聞」の事實を検證し、そのうえで國王に彈劾して必要な處分を求めることになるのである。

このように、司憲府では「風聞」による彈劾を盛んに行っていたが、それでも對象者が「大臣」である場合はおいそれとは彈劾することができない。そこで「大臣」を彈劾する等の重大案件の場合は、司憲府・司諫院の兩機關（臺諫、兩司）が連名して彈劾することも少なくない。

この場合、臺諫は事前にソウルの「中學」に會同して意見を調整し、議論の歸一を俟って彈劾に踏み切ることが慣例となっている。¹⁶⁾「中學」はいわゆる「四學」の一つで、ソウルの北部・觀光坊に立てられた官立の學校である。この「中學」の會合における司憲府・司諫院の合致した議論は、それこそが「朝廷の公議」¹⁷⁾にはかならないと見なされていた。

（2）避嫌

兩司の「公論」による指彈にさらされた官人たち、特に時原任の「大臣」——領議政・左議政・右議政などの時任・原任の正一品官——は、たとえそれが事實無根の彈劾であっても、そのような指彈を受けたことそれ自體を不徳の致す

ところとして、いわゆる「避嫌」のポーズをとらなければならない。逆に、弾劾する側の臺諫たちも、攻撃を受けた者からの反対攻撃に遇って自らが釋明する立場に回らなければならないこともしばしばである。こうした場合、官人たる者はちよつとした批判や遠まわしの當て擦りを受けただけのことであつても、いちいち「避嫌」を名目として出仕を差し控えないしは辭表を提出するというのが、當時の朝廷における日常茶飯の光景であつた。

【事例4】司憲府持平の朴道弘は、匠人の派遣に應じなかつた長興庫の庫吏に笞刑を加えたが、たまたまその日は禁刑日であつたために、逆に長興庫使の金涉から司諫院獻納の韓臯を介して苦言を受けた。このため朴道弘は「避嫌」して出仕を控えた。（『太宗實錄』卷五、太宗三年四月丙寅條¹⁸）

このように官人が「避嫌」の意思を表明すると、所屬する官廳のほうから國王に事情を報告して國王に何らかの處分を要請する。また官人のほうで自ら辭表を提出する場合もあるが、この種の辭職願に對しては、國王は一般に「辭する勿れ（勿辭）」との批答を下し、ひとまず慰留することが通例である。しかし、だからといつてすぐに復職するわけにもいかなないので、官人のほうでは「退きて物論を待つ（退待物論）」と稱し、引き續き自宅で謹慎しつつ、なにぶんの處分を待つことになる。

【事例5】中宗十五年（二五二〇）、右議政の李惟清は經筵の席で、三年前の趙光祖一派の執權期に、當時の臺諫が繼妃（章敬尹氏）の冊封後に行われた百官の賀禮をサボタージュし、王の召し出し（牌召）を拒否した一件のことを蒸し返した。司憲府持平の金銛、執義の蘇世讓らは當時の臺諫の一員であり、このような批判を受けながらそのまま現職

にとどまることは出来ないといって「遞差」を願い出た。王は過去の話だとして再三「辭する勿れ（勿辭）」との命を下したが、蘇世讓らはそれを受け入れず、「當に退いて物論を待つべし（當退待物）」¹⁹ といって謹慎を續けた。（『中宗實錄』卷三十九、中宗十五年六月乙亥條）

このように、官人のほうでは「退きて物論を待つ」と稱して、あくまでも辭意を通そうとする。このため國王のほうでも先回りをして「辭する勿れ、また退待する勿れ（勿辭、亦勿退待）」²⁰ との批答を下すこともあるが、だからといって官人たちがおとなしく出仕してくるといいうわけでもない。結局、事態の收拾はいわゆる「物論」の調停に委ねられることになるが、それは具體的には所屬する官廳の同僚の議論、特に「三司」の議論のことを意味するのであった。

（3）處置

國王のほうでは「辭する勿れ」といい、官人のほうでは「退きて物論を待つ」といってお互いに譲らない場合は、結局、司憲府・司諫院および弘文館の、いわゆる「三司」が仲裁に立って事態の收拾を圖る。このことを當時の用語で「處置」と稱している。

【事例6】 大司憲の張維が國恤（王室の喪）の期間中に宿直を抜け出して老母の見舞いに行き、私第に一泊したとして自ら辭職を願い出たため、司憲府がこれを「處置」し、張維に落ち度はないとして「出仕」を命じることを要請したので、王はこれに従った。（『仁祖實錄』卷二十七、十年七月己未條²¹）

【事例7】 持平廉友赫が同僚と「相會の禮」を行おうとして司憲府に向いたところ、下僚の監察らが彼の出迎えを怠ったため、恥辱を感じた廉友赫が辭職を願ひ出た件で司憲府がこれを「處置」し、廉友赫には「出仕」、出迎えを怠った監察らには「推考」を命じることを要請したので、王はこれに従った。(『仁祖實錄』卷二十九、仁祖十二年五月戊戌條)²²⁾

【事例8】 正言・鄭雷卿が副提學・鄭百昌と酒席で口論となり、侮辱された鄭雷卿が國王に上啓して辭職を願ひ出たため、司諫院がこれを「處置」し、鄭雷卿については落ち度なしとして「出仕」を命じること、鄭百昌については謂われなく侍従の臣を侮辱したとして「推考」することを要請したので、王はこれに従った。(『仁祖實錄』卷二十八、仁祖十一年十一月丁未條)²³⁾

【事例9】 正言・金壽翼は城上所(宮中當直)として司諫院の上啓文書を承政院に提出した。提出の際、承政院において全文を展讀することが慣例であるが、金壽翼はちょうど體調不良で痰がからんでいたため、全文を展讀することができず、單に「大概」のみを傳達したところ、左副承旨・李德洙は恥辱を受けたとして處分を願ひ出、金壽翼もまた承旨から指彈を受けたとして辭職を願ひ出た。このため司諫院が「處置」を行い、金壽翼に「出仕」を命じることが要請したが、國王は「怠慢」か、または「故意」による所業とみなし、ひとまず「罷職」を命じた。(『仁祖實錄』卷二十九、仁祖十二年六月己巳條)²⁴⁾

前二例は司憲府の官員による「避嫌」に對して司憲府の同僚たちが「處置」を行ったケースであり、後二例は司諫院の

官員による「避嫌」に對して司諫院の同僚たちが「處置」を行ったケースである。このように、司憲府の案件は司憲府で、司諫院の案件は司諫院で、要は同じ官廳の同僚たちの「物論」によって「處置」を決めることが原則であり、國王はその「處置」の方針を、原則としてそのまま受け入れることが慣例となっている。

しかし、司憲府・司諫院の内部で議論が分かれ、それぞれの内部で「處置」を行うことができなくなると、その場合は司憲府の案件を司諫院が「處置」し、司諫院の案件を司憲府が「處置」する。

【事例10】 仁祖朝の大司諫金慶徵は、かつて光海朝の「廢母」の庭請に參與した官員を臺諫の人事から排除するために、義禁府から「庭請」の文書數件を臚出して司憲府・司諫院および吏兵曹に送付することを提議した。しかし司諫・李景曾らはこれに反對して司諫院内部の議論が分かれ、贊成派・反對派がそれぞれ「避嫌」して辭職を申し出たため、司憲府がこれを「處置」し、贊成派は「出仕」、反對派には「遞差」を命じることを請求したので、王はこれに従った。（『仁祖實錄』卷二十九、仁祖十二年四月甲戌條²⁵）

【事例11】 仁祖妃（仁烈韓氏）の父・韓浚謙に對して死後一周忌が過ぎても依然として生前の祿俸を支給しているのは不當であるので、「仍給」の命を還收するようにと司憲府が上啓したところ、王は「國母（王妃）に對してあまりに薄情である」と叱責したため、司憲府が全員、辭職を願い出た。王は「辭する勿れ（勿辭）」との批答を下したが、司憲府の官人たちは退いて物論を待った（退待物論）。このため、司諫院がこれを「處置」し、司憲府の全員に「出仕」を命じることを求めたので、王はこれに従った。（『仁祖實錄』卷十九、仁祖六年十一月壬戌條、甲子條、及び乙丑條²⁶）

前者は司諫院の事案を司憲府が「處置」した事例、後者は司憲府の事案を司諫院が「處置」した事例である。しかし司憲府・司諫院で、いずれも「處置」することができない場合もあって、そうした場合には、今度は弘文館（玉堂）が兩者の事案を「處置」することになる。

【事例12】 宣祖十四年八月、司憲府が沈義謙を彈劾した際に、城上所（當直擔當）の鄭仁弘が獨斷で鄭澈をも併せて彈劾したため、大司憲の李珥が鄭仁弘を叱責し、鄭仁弘はひとまず「避嫌」して辭職を願ひ出ることになった。さて、この案件を司憲府で「處置」しようとしたところ、大司憲李珥、持平柳夢井と掌令權克智、持平洪汝諄との間で鄭澈に對する評價が分かれ、それぞれが「避嫌」して辭職を求めたために、この件は司諫院のほうで「處置」することになった。ところが、「出仕」を命じるか、「遞差」を命じるかで、司諫院の内部でも議論が分かれ、司諫院の官人たちもそれぞれに「避嫌」して辭職を願ひ出たために、結局、この事案は弘文館（玉堂）が「處置」することになり、玉堂では姜應聖・成泳の二名を除いて關係者全員の「出仕」を求めることになった。（『宣祖修正實錄』卷十五、宣祖十四年八月壬辰朔條²⁷）

右のように、司憲府・司諫院の官員がいずれも紛争の當事者となつて「處置」することができない場合は、そこではじめて第三者である弘文館（玉堂）が兩司に代わつて「處置」を行うことになっていたのである。

兩司の官員、みな引嫌の事ありて處置する者なければ、則ち兩司の吏、避辭を以て都て本館に送り、議定して立落すれば、陳筭して上請せよ。（『六典條例』卷六、弘文館、總例²⁸）

右の規程は、上述の慣例を法典において明文化したものにほかならない。一體、弘文館というのは國王の文藝の諮問に應じる「論思」の地であり、本來、官吏の不正に關する「論彈」の言責をもつ機關ではない。しかし司憲府・司諫院の兩司が對立して「公論」の所在が不明となった場合、この「論思」の地にある弘文館の官人たちが最終的に「公論」の代表者として登場し、兩司の紛争を「處置」することになっていたのである。

二 批答と啓字

司憲府・司諫院、そして弘文館の「處置」に對し、國王は基本的にその提言をそのまま受け入れることになっていた。いわゆる「處置」の内容は、具體的には「出仕」、「遞差」、「罷職」など、案件ごとに當然異なってくる。「出仕」であれば、それまでどおりの勤務を命じ、「遞差」であれば、現任の職務を解いて配置換え。「罷職」であれば、やはり現任の職務を解いて、當面、他の官職への任命は行わない。

それらは、君臣關係に基づく國王の大權——具體的には官職任免權——の行使であり、本來、専制君主が獨斷で行つてもまったく問題のない事柄である。しかし、「人を朝に爵す²⁹」という『禮記』王制の言葉どおり、人事は朝廷の「公論」に基づいて行ふ、というのが朝鮮時代における基本的な通念であり、「三司」は「公論」の代表であるから、その提言は原則としてそのままに受け入れなければならない。それこそが、國王の治者としての「徳」を示すものと見なされていたのである。

處分の具體的な内容については後に改めて検討するとして（第三節）、ここでは臣下の各種の上言に對する國王の對應の形式について整理しておきたい。それは一般に、（１）「批答」を下し、（２）「啓字」を押し、または（３）「批答」も

「啓字」も與えないで「留中不下」し、さらには(4)「還出給」するなどの形態を取っていたのである。

(1) 批答

臣下の上言、特に辭職願の上言に對しては、それがいかなる事情のものであれ、國王は一旦は禮を盡くして遺留するところが通例である。その際、上疏文の餘白に王(または宦官³⁰)が「批答」を書き入れ、それを上疏した官人に送り返すという手續きが取られる。

【事例13】行都承旨の鄭經世³¹は、「このたび正二品に昇進したので、このまま承旨の職にとどまることはできない」と劄子を奉つて辭職を願ひ出た。「これに對し」王は、「事情はよく分かつた(省劄具悉卿懇)」。しかし、正二品で都承旨となることには先例もあるので、辭職する必要はない(勿辭)との批答を下した。(『仁祖實錄』卷八、仁祖三年二月甲申條³²)

この種の「批答」の文面は、通常、ほとんど類型的なもので、たとえば辭職願などの場合、これを認めないのであれば「辭する勿れ(勿辭)」、認めるのであれば「施すを許せ(許施)」、「依りて施せ(依施)」などの批答を書き入れる。ただし、これは假の王命であるから、その後、承政院で改めて正式の「傳旨」——いわゆる「不允批答」——を作成する場合もある。³³

批答の冒頭の文言(頭辭)は、二品以上に對しては「省疏具悉、爾懇」、正三品堂上に對しては「省疏具悉、爾懇」、それ以下に對しては「省疏具悉」とい³⁴、「疏」ではなく「劄子」の場合には、「省劄云々」というが、本文の内容は大體型どお

りの、いわゆる「例批」がほとんどである。型どおりとはいえ、國王から直々に回答の言葉を送るという、そのことにこそ意義があるのである。

(2) 啓字

臣下の上言文に對し、その内容を裁可する場合には當該の文書に「啓字」を押す。これを「踏啓字（啓字を踏む）」という。「啓字」とは草書體で「啓」と刻まれた木印のこと。³⁵ 朝鮮では世祖十年（二四六四）四月の王命によって、草書體で「啓」字を刻んだ印を作り、これを啓下文書（啓下公事）に印して標しるしとすることが定められた。³⁶

「啓下文書」とは、國王に上啓して裁可を得た文書のこと、これに王もしくは内官（宦官）³⁷ が「啓字」を押し、これを承政院（國王の秘書機關）に送付すると、承政院の承旨が適宜判斷して當該文書の末尾に「啓下某司、云々」等の「判付」を書き入れ、細部の案を詰めるために擔當部局に送付して回啓させる。³⁸ 上啓文書に對して王は三日以内にこれを啓下することが通例であり、また擔當部局の方では啓下後五日以内に國王に回啓することが原則である。³⁹ そうしてこの回啓が國王によって裁可されると、はじめて當該の命令が外廷において施行されることになる。⁴⁰

上述のとおり、官人の辭職願については、「辭する勿れ（勿辭）」との批答を下して一旦遺留することが通例であった。しかし、國王の虫の居所が悪かった場合、官人の辭職願がそのまま受理されてしまうことも全くなかったわけではない。そのような場合、國王は「批答」を加えることなく、そのまま「啓字」を押して裁可の印とする。

【事例14】「元宗」として追封された生父（定遠君）を、仁祖がさらに宗廟（太廟）に祀ろうとしたため、これに反對した副提學李植が上疏して辭職を願ひ出たところ、仁祖はそのまま「啓字」を押して（踏啓字）、これを（承政院に）下

した。〔仁祖實錄〕卷二十九、仁祖十二年七月壬子條⁽⁴¹⁾

一六二三年の「癸亥反正」によって即位した仁祖は、自身の權威を高めるために、生父の定遠君を「元宗」として追尊し、功臣勢力の反対を押し切って宗廟に祀った。副提學の李植はこれに反対して辭職を願い出たが、仁祖はこの筭子にそのまま「啓字」を押しあつさりとして辭職を認めてしまう。何の遺留もなしに辭職を認めることは異例中の異例であるが、そもそも辭職を願い出たのは當の本人であるから、いまさら文句の言えることではない。

この場合、「啓字」は裁可のしるしにすぎないから、正式には承政院で改めて「遞差傳旨」を作成する。⁽⁴²⁾「遞差傳旨」が発令されれば、これは正式の更迭命令であるから、いやでも離任せざるを得ない。結局、辭職願を裁可するもしないも、すべては專制君主の意向一つにかかっているのである。

(3) 留中不下

ここまででは上言文の内容を可とする場合の處理方法であるが、逆に、これを否とする場合には「留中不下」といって、これを黙殺してしまうことも多い。國王がもし「啓字」を押さず、つまり裁可を與えずに文書を承政院に突き返した場合、承政院はこれを文書庫(院閣)に收藏し、史官がその内容を採取して日記(承政院日記)に記録するが、特に記録すべき内容がなければ何も採録もしない。いずれにせよ、それは外廷には施行されないもので、これを「留中不報」または「留中不下」というのである。⁽⁴³⁾

【事例15】前察訪の安邦俊は、上疏して時事を極言したが、「狂直」の語が多いため、仁祖は「留中」してこれに報い

なかった。他日、王は群臣に説明して、「安邦俊というのはどこの者か知らぬが、上疏の内容からみて、「中央政界の」事情に疎い者であろう。内容に採るべきものがなく、また〔外廷に下せば朝野の〕視聽を煩わせることになるので、留中して下さなかったのだ」といった。（『仁祖實錄』卷四十、仁祖十八年五月壬辰條）⁽⁴⁵⁾

「留中」された上言文の多くは、史官によつても採録されないため、このときの安邦俊（西人）の上疏がどのような内容であったのかはよくわからないが、おおかた西人の立場からする東人批判の内容であろう。その上疏を裁可するにせよ、しないにせよ、何らかの反應を示せばそれに對して再び士大夫社會の議論が沸騰する。そういう場合には、結局、「留中」して黙殺してしまうのが一番の遣り方であった。

（4）還出給

「還出給」とは「受納せずして返還すること」（『朝鮮總督府刊『朝鮮語辭典』九六〇頁）。具體的には不裁可となつた上疏文を提出した本人に突き返すことをいう。臣下の上言文を「批答」もなしに突き返すことは、當該の官人に對する國王の強い不快感を示す。

【事例16】 肅宗即位年（二六七四）、かつて孝宗を仁祖の「庶子」と位置付けた宋時烈（西人）の「誤禮」を郭世權（南人）が痛烈に批判すると、修撰姜碩昌（西人）は宋時烈を擁護する「縷縷數百言」の上疏を行った。しかし國王はこれを黙殺して「還出給」を命じ、さらに備忘記を下して姜碩昌に「罷職不敘」の處分を下した。（『肅宗實錄』卷一、肅

宗即位年十月丁酉條）⁽⁴⁶⁾

表二 刑と罰

五刑（刑）	懲戒（罰）
笞（一十、二十、三十、四十、五十）	推考、遞差
杖（六十、七十、八十、九十、一百）	罷職、收告身、削去仕版、永不敘用
徒（杖六十・徒一年～杖一百・徒三年）	削黜、放逐、付處
流（杖一百・流二千里、杖一百・流二千五百里、杖一百・流三千里）	遠竄（遠處・絶塞・絶島）
	安置、圍籬安置、加棘
死（絞、斬、凌遲處死）	賜死、追奪官爵、孥籍

*五刑（刑）と懲戒（罰）の對應はごく大まかなもので、必ずしも一対一には對應しない。

孝宗を「體而不正」の「庶子」と位置付けることは、宋時烈を領袖とする「西人」グループの定論であった。⁴⁷しかし、孝宗の孫である肅宗からすれば、自身の祖父を「庶子」と位置付けることは當然面白くない。このため、西人の禮論を退けて南人を支持した肅宗は、宋時烈を擁護する姜碩昌の上疏に對して「還出給」を命じ、また「罷職（罷職不敘）」の處分を命じた。國王に對する上言の行爲は、その内容如何によつては、常に處分の對象となる可能性を含んでいたのである。

もつとも、この程度の處分にとどまるのであれば、まだしも幸いというべきであろう。官人に對する處罰については、これを律の「五刑」と對比しながら整理しておく必要がある（表二）。それぞれの詳しい實態については、節を改めて検討することにした。

三 官人の處罰

朝鮮時代の基本法典である『經國大典』の規定によると、およそ杖罪以上の犯罪については原則として獄に囚禁して取り調べることになっている。⁴⁸しかし官人の場合はその身分が國王によつて保障されているため、一旦、國王に啓問して、その裁可を得たうえでなければ囚禁して取り調べるできない。⁴⁹獄に囚禁する場合は、通常、官人の保有する職牒（告身）を收取し、假にその身分・特權を剝奪したうえで囚禁する慣例である。⁵⁰それだけに、官人に對して囚禁・推鞠を行うことは、それ自體、かなり重大な處分であるとみな

されていた。

このため官人に對しては、通常、囚禁を伴わない形——言い換えれば、答罪を前提とする形——で取り調べが行われ、それも六品以上の官人の場合は「公緘推問」といって、書面による事情聴取を行うことが慣例となっている。⁵¹この場合、官人の風紀を取り締まることは司憲府の職責であるから、「公緘」による取り調べは司憲府が擔當する。具體的には、司憲府が「風聞」に基づいて問題の官人に「公緘」を發し、官人の方ではこれに書面で回答するという形を取る。この遣り取りを「問備」ともいう。「問備」とは「臺官が〔罪狀を〕問難し、被疑者が〔それに對する答えを〕備列すること」⁵²を意味している。この結果として官人の罪——それも杖罪以上に相當する罪——が明らかになった場合には、司憲府から改めて國王に啓問して正式に囚禁・推鞠を要請することになるが、実際には囚禁にまでは到らずにそのまま沙汰止みとなることも少なくない。

一方、司憲府以外に司諫院のほうでも官人の不正を「風聞」によって察知することがあるが、司諫院は裁判機關ではないので自ら「公緘推問」を行うことはできない。そこで國王に啓問して「推考」の命令を要請し、これが裁可された場合は改めて司憲府のほうから「推考」、すなわち「問備」を行うことになる。⁵³

(1) 推考（問備）

上述のとおり、司憲府では「風聞」で察知した官吏の不正を「公緘」によって取り調べていたが、その際、「大臣」以外の一般の官人に對しては、國王に事前に啓聞することなく、直ちに「公緘」を送って取り調べを行うことが許されていた。しかし、これはあくまでも豫備的な事情聴取にすぎないため、正式に取り調べを行う場合には必ず國王に啓聞し、國王の裁可を得なければならぬ。もつとも、官人に對する取り調べは、國王の裁可を得た場合でも通常は「公緘」によつ

て行われるので、結局は司憲府が獨自に行う「公緘」による取り調べと同じようなことになる。しかし、「王命」によって取り調べる、という點は大きな違いであつて、だからこそ司憲府・司諫院は國王に對して「推考」の實施を求めることになるのである。

具體的には、まず國王から「推考傳旨」⁵⁴が司憲府に下され、司憲府ではこの王命（傳旨）に基づいて當該の官人に質問書を送付する。官人は「推考傳旨」の内容に對して逐條的に回答し、この「推考緘辭（推考緘答）」⁵⁵と呼ばれる回答書を必ず提出しなければならない。この「緘辭」の内容を踏まえて司憲府が量刑を擬定し、それに基づいて國王が適宜判決を下すことになる。

ところで、王が「推考」を命じる記事は『實錄』中に無數に存在するが、その結果についてはほとんど記録されることがない。それというのも、「推考」の結果はほとんどの場合、「笞杖」の「收贖」という、極めて輕微な處罰にとどまるか、もしくは處分保留の形で何のお咎めもなしに終わってしまうからである。

【事例17】 吏曹參議の兪伯會⁵⁶は、「大臣」——具體的には左議政吳允謙、右議政金尙容など——を侮辱した廉で「推考」の命を受けた。これに對し、司憲府では明律に照らして「杖八十、公罪」との量刑を行った。（『凝川日錄』大東野乘本、仁祖十三年二月初七日條および初九日條⁵⁷）

右の量刑は明律（刑律、罵詈、佐職統屬罵長官條）の「凡首領官及統屬官、罵五品以上長官、杖八十」という條文に基づく。これに對し、王は「議功」——いわゆる八議の一つ——によって罪一等を減じたというから、結局、兪伯會の處分は「杖七十、公罪」の線に落ち着いたことになる。この場合、公罪（職務上の過失）は「杖一百」までは「收贖」のうえ「還

「任」することが許されているので、結局、兪伯曾は吏曹參議の現職にとどまることができたのであろう。⁵⁸ このように「推考」の結果は笞杖の「收贖」で終わることが多いが、⁶⁰ しかも、その薄罰すら免除される場合も少なくない。

【事例18】 都摠府經歷の李玄成・李之樗らは宮中護衛兵の監督（監軍）に選出され、翌朝、昌徳宮の正門（敦化門）から宮中に入って禁川橋のほとりにまで到ったところ、國王の秘書官である承旨らが金虎門から宮中に入ってちようど承政院に登廳するところで、後ろの方から人拂いの聲が聞こえてきた。しかし李玄成らは國王の使者であることを示す「御牌」を奉じているので、すぐには道を空けずいたところ、道を塞がれた承旨の任相元・申暉らは腹を立ててこの件を國王に報告したため、王は李玄成らの「推考」を命じた。（『肅宗實錄』卷十七、肅宗十二年九月丙戌條）⁶¹

右は官人同士の些細な争いにすぎないが、當人たちにとってはそれこそ沽券に関わる重大事であった。この事件の場合、司憲府は李玄成・李之樗らに對して「杖八十、收贖」との量刑を行っている。⁶² 公罪・私罪の區別は示されていないが、これもおそらくは「公罪（職務上の過失）」であろう。しかし、それでも處分が重過ぎると考えた國王は、結局「分揀」の命令を下して一件落着としたが、「分揀」とは「罪を恕すること」（朝鮮總督府刊『朝鮮語辭典』四一頁）、もう少し詳しく言うと、罪の輕重を選び分けて輕罪の者を釋放することをいう。この場合も、結局はお咎めなしとなったわけであろう。

【事例19】 尹善道（南人）は風水の知識を買われて孝宗の陵墓の選定（看山）に加わったが、職務をサボタージュしたとして「推考」の命を受けた。かれの提出した「推考緘辭」に對し、司憲府は「杖八十・收贖、奪告身三等」との照律を行ったが、王は尹善道がすでに別件で罷職の處分を受けていることを理由に「分揀」を命じた。（『顯宗實錄』卷一、

顯宗即位年九月己未朔條⁽⁶³⁾

右の場合は「杖八十」の「收贖」に加えて「奪告身三等」の處分が加わっているが、これは「公罪」ではなく「私罪」と見なされたためにほかならない⁽⁶⁴⁾。しかし、尹善道はすでに別件で「罷職」の處分を受けていたので、そのうえ「告身」まで奪う必要はないと考えた國王は、結局「分揀」を命じてお咎めなしとしたのである。

このように、「推考」の結果はほとんどの場合、「笞杖」の「收贖」となるか、または處分保留の形で「分揀」となるか、のいずれかであった。結局、「推考」の命を受けたからといって、現任の職務を解かれる可能性は、ほとんどなかったといっても過言ではない。

我が國の問備の法は、實事に益なきに似たり。(『迂書』卷四、論推考)⁽⁶⁵⁾

右は柳壽垣(一六九四〜一七五五)がその著『迂書』のなかで「問備」、すなわち「推考」の制度を批判した言葉である。結局、官人に對する推考の處分は、今日ふうに言えば「始末書」を書く程度の處分ではなかったのである。

(2) 罷職(附、遞差)

「推考」の結果は、せいぜい笞杖罪の「收贖」という形で終わり、當該の官人はそのまま現職にとどまることができた。しかし、これでは處分が軽すぎると思われる場合、臺諫は國王に對して直ちに「罷職」の處分を要求する。明律(及び『經國大典』)の規定によれば、私罪笞五十、ないし公罪徒以上の罪が確定すれば、必然的に現任の職務を解かれることに

なるから、これはいわば「律」による處分の先取りである（ただし、正式に「推考」をしたうえでの處分ではなく、あくまでもそれを先取りした假處分の請求であることに注意）。これに對し、王はそのまま臺諫の要求を受け入れて「罷職」を命じるか、または少し軽減して「遞差」の處分を命じることが一般的であった。

【事例20】大司憲の魚世謙は司畜李秀、繕工監役官尹成仁らの風紀上の罪を弾劾して罷職を要求した。これに對し、王は恩赦を経ていることを理由に難色を示したが、魚世謙は「たとえ恩赦を経ても、操行のない朝官については、論じて罷職を請うことが通例」と強辯したため、王は「罷職より一等を下して」改差（遞差）を命じた。（『成宗實錄』卷一百四十四、成宗十三年八月戊午條）⁶⁷

【事例21】仁祖元年（二六二三）、司憲府は左議政朴弘耆の「貪黷濁亂」の罪を弾劾して「罷職」を要求したが、王はただ遞差を命じるとどめた。（『仁祖實錄』卷一、仁祖元年三月丁未條）⁶⁸

右に「罷職」というのは「官職を免ずること」（朝鮮總督府刊『朝鮮語辭典』八八四頁）、また「改差」、「遞差」というのは「官員の更迭を行ふこと」（同上、八七一頁）。どちらも現任の職務を解かれることは同じであるが、「罷職」の場合には復職に制限があり、考課で「下考」となって罷職の處分を受けた場合、及び「私罪」を犯して「罷職」の處分を受けた場合は、年二回行われる「歲抄」において復職の許可が下りなければ次のポストに就くことができない（詳しくは第四節）。これに對し「改差」、「遞差」は單なる更迭であって、次のポストに就くことについては特に制限がない。つまり、いつでも復職することは可能であるから、その分、「罷職」よりは軽い處分といえる。それでも、官人にとっては現職を失うことが、

かなりの痛手となったことは言うまでもあるまい。

(3) 收告身(職牒收取)

罷職人は現職を離れることになるが、官人としての身分はそのままに残る。具體的には、出身以来の「告身(職牒)」が手元に残っているので、その告身の位階に應じて引き續き官人としての諸特権を享受することができた。このため、「罷職」よりさらに處分を重くする場合は「告身を收める(收告身)」といつて、當該の官人が保有する位階および官職の任命狀(告身・職牒)のうち、その一部ないしすべてを沒收することになる。

『明律』および『經國大典』の規定によれば、官人の「私罪」については、杖六十で位階一等を下し(つまり「告身」を奪い)、七十で二等、八十で三等、九十で四等を下して解任し、杖一百の罪ではすべての告身を奪つて罷免することになっている。⁽⁶⁹⁾これは正式に罪が確定した場合の話であるが、朝鮮時代にはしばしばこの正式の手續きを省略し、いわば律の處分を先取りした形で國王から直ちに「收告身」の處分を下すことが多い。

【事例22】 中宗朝の權臣・金安老の失脚の後、かれの黨與として指彈された沈彦光・沈彦慶・權輓らについて、議政府の大臣らは沈彦光を「罷職」のうえ「收告身」、沈彦慶・權輓を「罷職」とする處分案を提示し、王はこれに従つた。⁽⁷⁰⁾(『中宗實錄』卷八十七、中宗三十三年二月甲子條、及び乙丑條)

この場合、何等級の「告身」を沒收するのかは犯した罪の程度により、史料の記載はその點において不明瞭であることが多い。もっとも、「收告身」の處分は、將來、恩赦によって告身を還給することを前提としているので(後述)、その意

味では何等の告身を沒收しようとは、たいして違ひはなかつたのであろう。それでも告身を奪われた以上は、當然、それと連動して現任の官職も罷免されたことは言うまでもない。

かくして「罷職」のうゑに「收告身」の處分を受けた官人は、考課で「下考」となつて罷職の處分を受けた者、及び「私罪」を犯して「罷職」の處分を受けた者の場合と同様、年二回行われる「歳抄」において王の許可（下點）を得なければ、官職への任用、すなわち「絛用」を受けることができない。したがつて、「收告身」の處分は、事實上、出仕の差し止めを意味することにもなるのである。

（4）削去仕版（不齒仕版）、永不絛用

假に告身の一部を奪われたとしても、依然として官人としての身分は残る。したがつて、各種の官人名簿には當該の官人の名前がそのまま残ることになるが、これらの名簿は、總じて「仕版」とか「仕籍」とか呼ばれていた。

いわゆる「仕版」には、現職官人の名簿である「班簿」と、休職官人の名簿である「前銜官案」との二種類がある。「班簿」には現職官人の官職・姓名を記載するほか、任命に至つた経緯を「來歴」として記す。⁽⁷¹⁾ 具體的には、「特旨」、「保舉」、「考滿」、「都目」などその任命の由來を記すが、これとは別に、「前銜官案」ないし「前銜案付」という文言の「來歴」が記されている場合は、當該の官人が休職官人の名簿である「前銜官案」のなかから拔擢されたことを示している。⁽⁷²⁾

一方、「前銜官案」というのは現在休職中の官人の名簿で、ここには任期滿了その他の事情で現任の職務を解かれ、次のポストに任用されるまで待機中の官人たち（前銜官）が名前を連ねている。⁽⁷³⁾ そうして、かれらを再任用（絛用）する場合は、吏兵曹（政曹）の官人たちがこの「前銜官案」をにらみながら適當な候補者を選び出すことになる。

ところで、「遞差」の處分により失職した官人の場合には、上述のとおり、再任用（敘用）に制限がないので、當然、この「前銜官案」に収録されて次のポストを待つことになる。また、「罷職」、「收告身」などの處分に伴って失職した官人の場合も、一應官人としての身分は残っているので、當然、「前銜官案」のなかに記載されることになるが、彼らの再任用には制限があるので（後述）、その名簿はおそらくは別個の冊子、ないし別個のカテゴリー（秩）のなかに入れて區別されていたであろう。

これに對し、さらに再任用（敘用）の條件を厳しく制限する場合には「削去仕版（不齒仕版）」、「永不敘用」などの處分が加重され、通常の再任用の手續きからは原則として除外されることになる。

【事例23】 金安老の死後、國王は「三凶（金安老・許沆・蔡無擇）」によって「收職牒」、「罷職」などの處分を受けて失職した官人を「再任用のため」抄啓するように命じたが、その時、「不齒仕版」の處分を受けた者については別に指示を出さなかったため、報告がなかった。しかし、このなかにも必ずや「三凶」に陥れられて失職した者がいるにちがいないので、ただちにその名簿を提出するよう、承政院に命令した。（『中宗實錄』卷八十六、中宗三十二年十二月乙丑條⁽⁷⁵⁾）

【事例24】 國に大慶がある場合は、徒・流・付處・充軍・雜犯死罪などの罪人にもみな恩典を下すが、「永不敘用」、「不齒仕版」の處分を受けた者については、未だ恩典を蒙っていないので、等しく罪名を蕩滌してはどうかと、三公（三議政）より提案があった。これに對し、王は難色を示したが、恩赦対象者の名簿（抄單子）については「再検討のため、宮中に一旦」還入するように命じた。（『明宗實錄』卷十一、明宗六年六月癸亥條⁽⁷⁶⁾）

【事例25】 王は罷免された官人（罷職人員）のうち、「收職牒」の處分を受けた者、「削去仕版」の處分を受けた者、「永不敘用」の處分を受けた者について、それぞれ「再任用のために」名簿を作成して上啓するよう、吏兵曹（政曹）に命令した。（『宣祖實錄』卷四、宣祖三年五月丙子條⁷⁷）

ここで、「不齒仕版」または「削去仕版」と呼ばれている處分は、その文字どおり、官人の名簿（仕版）から名前を削除し、それによって吏兵曹（政曹）による再任用（敘用）の対象から除外するという意味の處分で、それは「罷職」、「收告身」の対象者にさらに加重して行われる追加的な處分であったというところに特色がある。後の時代——おおむね英祖朝以降——に「刊削」というのも、基本的にはこれと同じ内容の處分であろう。⁷⁸

ただし、「削去」といっても、何らかの記録を残さなければ將來再任用（敘用）することができなくなるので、実際には現職官人の名簿（班簿）から削除し、そのうえで前銜官案の「經歷」に「不齒仕版」、または「削去仕版」などと處分の内容を書き入れることになっていたのであろう。つまり、「削去仕版」といっても、実際には暗に將來の再任用を前提としているわけである。

しかし、それでも不足という場合には、さらに「永不敘用」の處分を加重してダメ押しをする。「永不敘用」——または「永刊仕版」ともいう——は、その文字どおり、名簿から削除して永遠に再任用（敘用）を行わないということ、これはいわゆる「終身禁錮」と同じ効果をもつ。⁷⁹ なお、「禁錮」とは官人としての出仕を禁じるということで、監禁するという意味ではないことに注意したい。⁸⁰

ともあれ、「削去仕版」、「永不敘用」などの處分を受けると、事實上、再任用（敘用）の機會が閉ざされてしまうから、當然、その處分は罷職・收告身よりさらに重い。しかし、保有する告身（職牒）の一部が残っている場合は、依然として

官人としての身分は保障されている。これに對し、後述する「削奪官爵（削職）」の場合は、保有する告身（職牒）のすべてが奪われてしまうが、それでも科擧及第者の場合には、「及第」の資格は残っていることに注意したい。

ここまで、官人に對する處罰が、最初は「推考」などの薄罰から始まって、「罷職」、「收告身」、「削去仕版」、「永不敘用」と次第に加重されていくことを確認した。これらは官人としての職權の停止による一種の懲戒處分といえる。したがって、それは人事を管轄する吏兵曹（政曹）の擔當である。

(5) 削黜（門黜）と放逐郷里

「罷職」、「收告身」などは、いわば人事行政上の處分であるが、これよりさらに處分を加重する場合は、官人身分の保障としての「職牒（告身）」をすべて剝奪し、そのうえでソウルの都城の門外に追放する。これを「削奪官爵、門外黜送」、略して「削黜」というが、「削奪官爵」は略して「削職」といい、「門外黜送」は略して「門黜」という場合もある。ここからはソウルからの追放という強制力をもった、なかば刑事的な處分となるが、この「削黜」の早い時期の例としては、中宗朝の宰臣・鄭光弼に對する次の處分を擧げることができる。

【事例26】 中宗三十年（一五三五）正月、大小臣僚が勤政殿（景福宮正殿）の殿庭に整列するなか、國王は教書を發して百官の「朋黨」の風を戒め、「戚臣・金安老と對立していた鄭」光弼に「削奪官爵、外方居住、不令入城」の處分を下した。（『中宗實錄』卷七十九、中宗三十年正月丁丑條⁸²）

右に「外方居住、不令入城」というのはソウルの國門（都城の門）より内に入れないということで、要は「門外黜送」と同じく、政治世界の中心であるソウルからの追放を意味している。

追放された官人たちは、當面、生活基盤を有する郷里に戻って處分の解除を待つしかない。そこで「門外黜送」の處分は、事實上、「放逐郷里」の處分と同じことになる。この「放逐郷里」の例としては、「己亥禮訟」で「三年說」を主張した許穆（南人）を支持し、自らも「三年說」を展開して宋時烈（西人）を批判した尹善道（南人）に對する次の處分を擧げることができる。

【事例27】 顯宗元年（二六六〇）四月、尹善道（南人）は上疏して「三年說」——孝宗に對する大王大妃（莊烈趙氏）の服喪を三年とすること——を主張したが、王はこれを却下して「還出給」を命じ、さらにその「心術不正」を咎めて「削奪官爵、放逐郷里」の處分を下した。（『顯宗實錄』卷二、顯宗元年四月壬寅條⁽⁸³⁾）

「門外黜送」と「放逐郷里」とは、處分の内容としてはほとんど同じであるが、制度上の位置づけからいえば、前者よりも後者の方が處分が重い。その證據に、哲宗二年（二八五二）の禮論で眞宗（正祖の義父）の祧遷（世代の離れた祖先を宗廟の祭祀から外すこと）に反對した權敦仁⁽⁸⁴⁾は、その「誤禮」の罪を指彈されて「門黜」の處分を受けたが、その後、さらに「放逐郷里」の處分を加重されている。⁽⁸⁵⁾

(6) 付處（中道付處、中途付處）

「門外黜送」にせよ「放逐郷里」にせよ、要はソウルから追放するというだけのことで、明確に「配所」の指定がある

わけではない。しかし、さらに處分が重くなると、今度は「配所」の指定を伴う「付處」の處分を受けることになる。これについては別に論じたことがあるので、ごく簡単に述べることにしたい。⁽⁸⁶⁾

付處人の配所は、通例、「必ずその居郷・農莊の所在を考え、近地もて定を爲す」⁽⁸⁷⁾ ことになっていた。つまり、配所で生活を支える經濟基盤の所在を勘案して、その近地に配所を定めることになっていたわけであるから、當然、一般の流刑よりもはるかに生活の條件がよい。これは律に基づく「五刑」の體系と比較すると、だいたい「杖・徒」程度に相當する處分で、いわば流刑未滿の流刑といえる。⁽⁸⁸⁾

(7) 遠竄(定配)

「中道(中途)」に配所を定める「付處」に對し、さらに僻遠の地(遠道)に配所を定めることを「遠竄」といい、また「遠配」という。⁽⁸⁹⁾ いずれも具體的には邊境の地に「定配」することを意味している。⁽⁹⁰⁾

いわゆる遠竄罪人の配所は、通例、「遠處」、「絶塞」、「絶島」の三等級に區分される。國王からの命令に「絶塞」とある場合は六鎮など、平安・咸鏡道の北邊の地に配所を定め、「絶島」とある場合は、濟州島、珍島、南海島、巨濟島など、全羅・慶尙道の絶海の島に配所を定め、單に「遠竄」とある場合は、南北を問わず、靈岩郡などの「遠處」に配所を定め⁽⁹¹⁾。この場合、「遠處」、「絶塞(または邊遠、極邊、等ともいう)」、「絶島」の順に、配所での生活條件が悪くなっていくことは言うまでもない。また「屏裔」⁽⁹²⁾、「竄配」⁽⁹³⁾、「投界」⁽⁹⁴⁾などというのも基本的には「遠竄」と同じ内容の處分である。(ただし、後の時代——おおむね英祖朝以降——に「竄配」ないし「投界」というのは「遠竄」より一等級の處分で、「遠竄」より近地に配所を定める事例が多い。⁽⁹⁵⁾ この場合は、ほとんど「付處」と同じような内容の處分になっていたのではないかと考えられる。⁽⁹⁶⁾ いずれにせよ、具體的に配所を選定するのは法司(義禁府・刑曹)の仕事であり、法司はこの配所の遠近によって、王命による「遠竄」の處

分の重さを微妙に調節していたことができる。

法司（義禁府・刑曹）による「配所」選定の手順については、おおむね次のように整理することができるであろう。まず、國王が「遠竄」の處分を下すと、承政院はそれを踏まえて王の略式の命令文書である「傳旨」を作成し、王の裁可を経てその「傳旨」を法司（義禁府・刑曹）に下す。法司はこの「傳旨」を踏まえて當該の官人に對する具體的な「配所」を定め（定配）、また配所まで押送する擔當官（都事・書吏）の人選を定めて、それぞれについて「定配單子」および「押去單子」——「單字」とも表記——を作成し、これを承政院に提出する。⁹⁷次に、この「定配單子」、「押去單子」が王の裁可を経て法司（義禁府・刑曹）に回付されると、そこではじめて法司（義禁府・刑曹）から擔當官（都事または書吏・羅將）が派遣されて、當該の「罪人」を指定の配所まで押送する。⁹⁸

配所における罪人たちの生活については不明の點が多い。⁹⁹それだけに、自身の流謫生活を記録した純祖朝の沈魯崇（一七六一—一八三七）の證言（『南遷日錄』¹⁰⁰）は極めて具體性に富む貴重な史料といえるが、それによると、およそ「朝貴」の場合は地方官から供帳・使令などをあてがってくれるので、ほとんど地方官に赴任するのと同等の暮らしぶり。また「庶民」の場合は衣食住すべて全くの放任で、これらは「保授主人（身元保證人）」の善し悪しとは無關係であるが、普通の官人の場合は、流謫生活の條件はひとえに「保授主人」にかかっていた。¹⁰¹

いわゆる「保授主人」には、通例、在地の有力者である郷吏階層の者が充てられている。沈魯崇の配所である張機縣の慣例では、城内兩坊（東部・西部）、城外兩坊（山下坊・清江坊）の計四坊が、それぞれ輪番で「謫客」を分管し、謫客にあってがう糧穀の分定や、「保授主人」の選定報告などは、それぞれ擔當の「坊任」が掌っていた。ただし、謫客の住まい（居停）の選定については便宜に任せ、管轄の「坊」を越えて彼此往來しても構わないことになっていたという。¹⁰²「罪人」といっても富裕な官人の場合には、割合と生活の自由度は高かったであろう。

(8) 安置

いわゆる遠竄罪人の場合は比較的生活の自由が保障されているが、さらに處分が重くなると、今度は「安置」の命令が下る。「遠竄」との違いは、配所での行動の自由がいつそう厳しく制限され、事實上、配所の家屋に軟禁されるといふ點にある。

たとえば初期の事例では、家屋の周圍に「鹿角城」を設け、外部の人の差し入れ（供饋）を禁じるといふような厳しい待遇を科した場合もあった。⁽¹⁰⁾しかし、そうした待遇は以後は緩和され、一般には「ただ人の出入するを禁じ、他に適かざらしむるのみ」という程度の待遇に落ち着いていったらしい。⁽¹¹⁾したがって、單に「安置」という場合は、必ずしも「鹿角城」などは設けず、ただ外部との交通を禁じて配所の家屋に軟禁することになつていたのである。

(9) 圍籬安置（柵棘、荐棘、加棘）

これに對し、さらに處分が重くなると、「圍籬安置」の命令が下る。「安置」は追放先の配所における軟禁處分であるが、「圍籬安置」はこれをさらに徹底させたもので、軟禁處分の象徴として家屋を棘の垣根で圍い、外部との交通を一切遮斷してしまふ。

配所の家屋は棘の垣根で圍われるので、これを「柵棘」といい（柵は圍う意）、⁽¹²⁾また「荐棘」、「加棘」ともいう（荐は重ねる意）。⁽¹³⁾「圍籬安置」の罪人に對しては、その文字どおり「棘を以て屋を遶み、而して竇を以て食を傳う」といふ厳しい對應が取られるので、その處遇は「獄に係ぐと異なる無し」、つまり未決監獄に勾留されている囚人の状態——または刑の執行を待つてゐる死刑囚の状態——とほとんど同じである。

ちなみに、「柵棘」と「加棘」とは本來同じ意味であるが、後世（純祖朝以降）には両者は區別して用いられ、「柵棘罪

人」に對してさらに處分を加重する場合に「加棘」の命令が下されることもあった。⁽¹⁰⁾

この場合、「加棘」というのは屋舎を圍む垣根の高さをさらに高くすることをいうのであろう。「棘圍は限るに罪人坐するところの屋簷に至るを以てし、天日を見ざるに至」⁽¹¹⁾ ったというから、まったく穴倉に閉じ込めておくのも同然である。

ただし、これは「法に無きの法」というから、必ずしも一般的な措置とみなすことはできない。具體的にどの程度にまで圍いを高くするかは、要は現地の地方官(守令)の裁量に任されていたのであろう。

ここまで検討してきた削黜・付處・遠竄・安置などは、形態としてはいずれも律の「流刑」に相當する處分で、しかも配所への移送を伴う處分であるから、その執行は法司(義禁府・刑曹)が擔當する。ただし、附加刑としての「杖刑」を免除され、また配所における「居作(勞役)」も免除されているという意味においては一般の「流刑」と同じではない。⁽¹²⁾ さらに、官人の場合には配所における朔望の點呼も免除されることが多いので、その意味でもこれらは一般の「流刑」とは性格を異にしている。したがって、これらは五刑の體系内における「流刑」ではなく、君臣關係という特殊な倫理に基づく官人への「懲戒」として位置付けるほうが妥當であらう。

(10) 賜死

「圍籬安置」は、官人に對する「懲戒」として最も重い處分であるが、それでも反對黨派の言論攻撃が収まらない場合は、結局、當該の官人を再び法廷に引きずり出し、推鞠のうえ、「依律」の處分を加えることになる。「律に依る」とは、具體的には『大明律』に定める「姦黨」の罪によって死刑(斬)とすることである。⁽¹³⁾

この場合、一旦「推鞠」が始まってしまえば、死刑を免れることは困難である。このため、二品以上の官人の場合、國

王のほうではせめてもの恩情として推鞠以前に「賜死」を命じることもあった¹¹⁾。賜死とは毒薬を與えて自殺を強要する處分で、これを「賜藥」ともいう。いづれにせよ、結局生命を絶たれるという意味では死刑と同じであるが、それでも官人家門としての名譽を保つことはできる¹²⁾。

したがって「賜死」は「刑」ではなく、あくまでも官人に對する「懲戒」の處分の一環として理解しなければならない。

(11) 追奪官爵

ここまでは「生者」に對する處分であるが、君主の「懲戒」は時として「死者」に對しても行われる。すでに死んでいゝる者を處罰することは、もちろんそれ自體としては意味を成さない。しかし、父祖の官人としての地位に應じてその「門蔭」を受け、位階・官職の除授や免稅・免役などの諸特權を享受してきた子孫たちにとつてみれば、父祖が「罪人」となることは、いわゆる「兩班^{ヤンバン}」としての身分の喪失を意味している。このため黨争期においては對立黨派の言論攻撃によつて、死者に對してもその名譽を剝奪し、「追奪官爵」と呼ばれる懲戒の處分を事後的に行うことが頻繁にあつた。

この場合、當該の官人の子孫が家門の寶物として保持している「職牒」の類は、すべて沒收のうえ焼却される。そのうえ、當該の官人の「位牌」からもその官職名が削り取られることになるが、この點について沈魯崇の『南遷日記』は一つの興味深い風聞を傳えているので紹介しよう。

これによると、純祖六年（一八〇六）、いわゆる「僻派」の領袖である沈煥之に「追奪官爵」の處分が下されたときに、

義禁府の官人がその位牌（木主）を押收し、「領議政」の官職名を「いったん墨で抹消したうえで、次にそれを水で洗い、竹刀で削り落とした。その「苛酷な」取り扱いは、まるで生者を推鞠するときのようなありさまであつた¹³⁾。

という。これはあくまでも傳聞であるから、その眞偽のほどは確かではない。とはいえ、「追奪官爵」の處分が下された以上は、當該の官人の「位牌」から官職名が削り落とされたことは確かであろう。一體、祖先祭祀こそは官人家門としてのステータスを維持するために最も重視された事柄の一つである。その祭祀の核となる「位牌」をこのように冒瀆されることは、官人社會における威信の失墜を招き、ひいては家門の没落を招きかねない大變な痛手となるのであった。

(12) 孥籍

「追奪官爵」は官人家門の名譽に對する大きな打撃であるが、それでも官人の子孫にまで直接に處罰が及んでいるというわけではない。そこで對立黨派の官人の子孫を永遠に官界から追放するために、とどめの一撃として「孥籍」の處分を加えることがあった。

そもそも「追奪官爵」は「死者の一律」^⑩とも呼ばれていたが、それは生前であれば本来「一律（死刑）」に相當するところを、すでに死んでいるので「追奪官爵」にとどめた、という意味合いであろう。この場合、「一律」のうちでも特に重い罪とされる「姦黨」や「謀反大逆」の罪については、本人のみならず、罪人の一族にまで「孥籍（爲奴、財産入官）」の處分が及ぶ^⑪。このため、「死者の一律」を受けた罪人の子孫に對しても、本来行われるはずであった「孥籍」の處分を事後的に適用すべきであるという議論が、黨争期にはしばしば巻き起こっている。

ただしこの「孥籍」の處分は、めったなことでは施行されることがなかった。それというのも、「縁坐」は照律を経て「死刑」の確定判決を受けた場合にのみ適用される處分であって、假にその罪が明らかであっても「死刑」の判決の前に死亡した者——獄中で死亡したり、または「賜死」の處分を受けたりした者——については、「縁坐」は適用しないことが裁判の原則となっていたからである^⑫。

それでも黨争期においては、この原則を押し曲げて「拏籍」の處分を行った事例がないではない。たとえば「少論四大臣」の一人、趙泰考（少論）は景宗三年（一七三三）六月癸丑に「牖下」に死亡したが、その後、對立黨派である老論が政局を握ると、英祖二十二年（一七四六）に趙泰考に對する「追奪官爵」の處分が下され、次いで英祖三十一年（一七五五）には「拏籍」の處分が下されている。^⑩「少論」を根絶やしにしなければやまない「老論」勢力の執念による處罰である。

* * *

ここまで、官人に對する「懲戒」の處分を段階を追って検討してきたが、それは主として三司の言論攻撃により、一定の段階を追って加重されていくというところに特色がある。そもそも、これらは「照律」の手續きを経た確定判決にもとづく處分ではなく、あくまでも國王の「特教」に基づく假の處分にすぎない。したがって、もし國王が三司の言論攻撃を受け入れて何らかの處分を下したとしても、それは行政的な意味での假の處分にすぎず、刑事的な意味での「判決」としての確定力をもつものではない。三司の言論攻撃は、そのような假の處分が下ったことよって、むしろますます激しくなり、連日のように處分の加重、いわゆる「加律」の要求が繰り返される。しかも、この三司の言論攻撃が續く限り、國王が下した處分を法司が實地に執行することはできない。たとえば、ある官人が「遠竄」の處罰を受けた場合、義禁府の官人（都事）はこれを指定の配所にまで押送しなければならないが、三司の言論攻撃——一種の不服申し立て——が續いている限り、つまり處分が確定しない限りは配所に向けて出發することができないのである。^⑪

このため三司の言論攻撃に直面した國王は、その言論壓力に押されて次々と追加の處分を下していく。そうして、その處分の内容がほどほどのところまで高まった段階で、三司はようやくその言論攻撃をやめる。これを「停啓」というが、しかし、安易に「停啓」すると、今度は三司の官人たち自身が輿論の指弾を浴びることになりかねないので、なかなかお

表三 處分の加重（事例）

氏名（黨派）	處分	典 據
尹善道（南人）	削奪官爵・放逐郷里	『顯宗實錄』 元年四月壬寅條
	遠竄（三水郡）	『顯宗實錄』 行狀
	安置（三水郡）	『顯宗實錄』 元年四月甲寅條
	圍籬安置（三水郡）	『顯宗實錄』 二年六月庚寅條
宋時烈（西人）	罷職	『肅宗實錄』 卽位年十二月丁未條
	削奪官爵・門外黜送	『肅宗實錄』 卽位年十二月乙卯條
	遠竄（德源府）	『肅宗實錄』 元年正月壬申條
	安置（熊川縣）	『肅宗實錄』 元年閏五月壬寅條
	圍籬安置（長鬐縣）	『肅宗實錄』 元年閏五月戊申條 『宋子大全』 年譜，肅宗元年六月丁卯條
	移配（巨濟島）	『宋子大全』 年譜，肅宗五年四月甲戌條
金鍾秀（僻派）	削奪官爵・放歸田里（抱川縣）	『正祖實錄』 十八年正月丁巳條 『夢梧集』 年譜
	中道付處（平海郡）	『正祖實錄』 十八年二月癸亥條
	遠竄（平海郡）	『正祖實錄』 十八年二月庚午條
	極邊遠竄（慶源府）	『正祖實錄』 十八年二月庚辰條
	絶島安置（南海縣）	『正祖實錄』 十八年二月庚辰條
	荐棘	『正祖實錄』 十八年三月丁未條
	放還郷里（廣州靜林）	『正祖實錄』 十八年六月丙辰朔條 『夢梧集』 年譜
金達淳（僻派）	削奪官職・門外黜送	『純祖實錄』 六年正月丁卯條
	中途付處（洪州牧）	『純祖實錄』 六年正月戊辰條，及び己巳條
	遠竄（吉州牧）	『純祖實錄』 六年正月庚午條，及び辛未條
	極邊遠竄（慶興府）	『純祖實錄』 六年正月辛未條，及び壬申條
	絶島安置（南海縣）	『純祖實錄』 六年正月壬申條，及び癸酉條
	移配荐棘（康津縣薪智島）	『純祖實錄』 六年二月癸巳條
	加棘	『純祖實錄』 六年二月丙申條
	賜死	『純祖實錄』 六年四月甲申條，及び丁酉條

い、それとは「停啓」することもできない。このように國王と三司が「輿論」の動向を伺いながら綱引きを繰り返すなかで、官人に對する一連の處分が、段階的、加重的に下されていくことになるのである。

『朝鮮王朝實錄』の記事は、この種の事例でほとんど埋め盡くされているといっても過言ではない。もとよりすべてを網羅することはできないが、ここではその典型例として、顯宗朝の「己亥禮訟」における尹善道（南人）の處分、同じく「甲寅禮訟」における宋時烈（西人）の處分、それから純祖朝における金鍾秀（僻派）¹²⁾に對する處分、および金達淳（僻派）¹³⁾に對する處分が、それぞれ段階を踏んで加重されていったさまを簡単に示しておく（表三）。

四 解罰と赦用

遠竄その他によつて各道に定配された罪人たちは、それぞれ謫案（徒流案）に登録されて地方官（守令）の監視下におけるが、通例、恩赦のたびに處分減等の機會を得る。具體的には、各道の監司から「放未放啓本」、または「放未放成冊」と呼ばれる報告書が作成され、そのうち釋放すべき者は「放秩」、それ以外は「未放秩」の、二つのカテゴリー（秩）に分けて名簿が提出される。また「未放秩」は、配所にそのまま留め置く「仍秩」と、王の裁定に俟つ「稟秩」とに細分される。

一方、「放未放啓本」を受け取つた國王は、これを一旦、法司（義禁府・刑曹）に下す。法司は内容を精査して恩赦の原案を作成し、これを「放未放單子」にまとめて回啓する。王はこの「單子」に判決（判付）を下し、これによつて恩赦が確定する。

次に、この「單子」が法司に回付されると、今度はその内容が法司から各道の監司に傳達され、監司から配所の守令に傳達されて、罪人に對する恩赦が實地に施行されることになる。この間の命令文書の流れは、『南遷日録』に移録された金魯崇の「放送」に關する慶尙道觀察使（監司）の命令文（關）を讀めば、一目瞭然である。

觀察使兼巡察使、相考の事の爲にす。節このたひ到付せる義禁府の關内に、「節このたひ啓下せられたる今月十四日の本府（義禁府）の啓に曰く、「昨年の赦典に、慶尙道の放未放啓本に因りて、本府回啓するに、判付内に、『機張の沈魯崇は、放送せよ』との事、命下れり。しかれども臺啓まさに張れば、舉行するを得ず。今は則ち臺啓すでに停む。放送の事、

該道道臣に分付せんことの意、敢えて啓す」と。傳して曰く『知道せり』とのたまいたれば、到關の即時に、道内の機張縣の屏裔罪人沈魯崇の身をば、配所の官に分付して、即ちたに放送（釋放）を爲して後、例に依りて啓聞して施行せしむる事」との關ありたれば、關内の辭縁をば相考し、同罪人沈魯崇は、即ちに放送を爲して後、放送の月日をば、星火に馳報し、以て啓聞の地と爲すべき事、云云。丙寅五月二十四日、營に在りて。〔南遷日録〕卷二十、純祖六年五月二十七日條^(五)

原文は所々に吏讀を交えた變則的な漢文（吏讀漢文）であるが、その意味するところはわかりやすい。要は、慶尙道監司が上啓した「放未放啓本」に基づいて法司（ここでは義禁府）が原案を示し、王が「放送」、すなわち釋放の判決（判付）を下して法司に施行を命じたのである。ところが、司憲府では沈魯崇の「放送」に反対の上啓を行っていたので、しばらくは命令を施行することができなかった。しかしこの反対運動もようやく収まったので、改めて義禁府から慶尙道監司に「放送」の命令が傳達され、さらに監司から配所の機張縣令に「放送」の命令が傳達された。なお、「放送」の実施後には、その月日を監司に折り返し報告し、國王への啓問の下地とする——だいたい以上の内容が、監司から配所の機張縣令に命令されているのである。

沈魯崇はいわゆる「時派」の一員であり、純祖五年（一八〇五）における大王王妃（英祖繼妃・貞純金氏）の昇遐にともなう「僻派」の失脚によってようやく「放送」の恩赦に浴することができた。彼の場合には直接「放送」の恩典が下っているが、一般には「表二」で検討した尹善道や宋時烈の場合のように、いくつかの段階を踏んで放送・復官の恩典が下っている（表四）。以下、最も厳しい處罰の一つである「圍籬安置」の場合を起點として、一連の處分の解除の過程を段階的にたどってみることにしよう（表五）。

表四 處分の減免（事例）

氏名（党派）	恩典	典據
尹善道（南人）	撤圍籬	『顯宗實錄』三年三月辛丑條
	移配（光陽縣）	『顯宗實錄』六年二月甲申條
	放釋	『顯宗實錄』八年七月癸亥條
	復官	『孤山遺稿』年譜，顯宗十三年條
宋時烈（西人）	撤圍籬，移配（清風郡）	『肅宗實錄』六年五月庚子條 『宋子大全』年譜，肅宗六年五月條
	放送	『肅宗實錄』六年五月壬子條
	絛用	『肅宗實錄』六年十月丁亥條

表五 解罰と絛用

元の處分	解罰
（圍籬安置）	撤圍籬
（安置，遠竄）	出陸，量移
（付處）	放歸田里（放逐郷里）
（放逐郷里，削黜）	放送（外方從便，京外從便）
（削去仕版，收告身）	還給職牒
（罷職）	絛用

（1）撤圍籬（撤圍、撤棘）

「賜死」の一步手前に位置する「圍籬安置罪人」に對しては、最初に「撤圍籬」の恩典が下される。これを「撤圍」、「撤棘」ともいい、いずれも配所の圍いを撤去することを意味している。「圍籬安置罪人」が「撤圍籬」の恩典を受けると、以後の處遇は「安置罪人」と同じになる。

【事例28】尹善道（南人）は宋時烈（西人）の禮説を批判して咸鏡道の三水に安置されたが、なおも懲りずに禮説を著し、「庶子承重、不爲三年（儀禮）」の「不」字は、すなわち「亦」字の誤りであるなどと自説を展開したため、配所において「圍籬安置」の處分を加重された（既出）。しかし、その翌年には老齡を理由に「撤圍籬」の恩典を受けた。

（『顯宗實錄』卷五、顯宗三年三月辛丑條²⁷）

前述のとおり、「圍籬安置罪人」の處遇は「獄」に收

監されて判決を待っている未決囚、または刑の執行を待っている死刑囚の状態とほとんど同じである。しかし、単に「安置」となれば、少しは行動の自由も許され、時折は外を出歩くことなども黙認されていたのではないかと思う。¹³⁾

(2) 出陸、量移

「撤圍籬」の恩典を受けた「安置罪人」は、次に「量移」の恩典を受ける。量移とは罪の輕重を量って、いつそう条件のよい配所に移動させることをいう。このとき「安置」の處分が解除されることも多く、その場合は「遠竄罪人」の處遇と同じになる。

前述のとおり、遠竄・安置などの配所は、通例、「遠處」、「絶塞(邊遠、極邊)」、「絶島」の順に生活の条件が悪くなるが、このうち最も条件の厳しい「絶島安置」——略して「島置」という——の場合には、恩赦によってまず「出陸」し、つまり本土に配所を移し、また「遠塞(邊遠、極邊)」の配所にあつた者は、比較的に条件のよい「遠處」に配所を移すことが一般的である。

【事例29】僻派の領袖・金龜柱¹⁴⁾は、正祖即位年九月に「絶島定配」の處分を受けて黑山島に定配され、ついで正祖三年六月に「圍籬安置」の處分を加重されたが、正祖八年八月に至つて「撤圍」のうえ「出陸」の恩典を受けた。(『正祖實錄』卷十八、正祖八年八月丙戌條)¹⁵⁾

黑山島から「出陸」した金龜柱は、具體的には全羅道の羅州に配所を移しているが、その後、正祖十年(一七八六)閏七月に至つて配所で死亡している。¹⁶⁾ 次は再び尹善道の事例。

【事例30】尹善道（南人）は老齡を理由に「撤圍籬」の恩典を受けた（既出）。配所は引き続き「三水」であったが、その後、「南方に定配し、これをして渠の郷に老死」せしめることになった。（『顯宗實錄』卷十、顯宗六年二月壬午條）¹³⁾

このとき尹善道は全羅道南端の光陽縣に移配されたが、その際、王は「安置」の處分を解除することを明確に指示していなかった。このため義禁府では光陽に「安置」する旨を「定配單子」に記入したが、王の叱責を受けて「安置」の處分を撤回している。¹⁴⁾これにより尹善道は「安置」から「定配」へ、つまり一般的な「遠竄」の待遇へと處分を減等されたわけである。しかも尹善道の配所として指定された光陽縣は、かれの本貫である海南縣の隣縣であった。これらはいずれも「渠の郷に老死」させるといふ、國王じきじきの指示に基づく特別の恩典であったといえよう。

(3) 放歸田里（放逐郷里）

「量移」の恩典によって多少とも條件の良いところに配所を移した罪人は、次に「放歸田里」の恩典を受ける。これはその文字どおり、解放して「田里」への歸還を許すという處分である。ただし、郷里を勝手に離れることはできないので、その意味では依然として追放の身であることに變わりはない。「放逐郷里」という場合もあるが、これも實質的には同じ内容の處分である。¹⁵⁾

【事例31】肅宗二十八年（一七〇二）五月、南九萬（少論）は「張希載（王世子の生母張禧嬪の兄、南人）を擁護した「護賊」の罪で」「中道付處」の處分を受け、牙山縣に付處されたが、同年十一月の大婚（仁元金氏の册立）の恩赦で「放歸田里」の恩典を受けた。（『肅宗實錄』卷三十六、肅宗二十八年五月甲午條、及び卷三十七、肅宗二十八年十一月庚午條）¹⁶⁾

ちなみに、崔昌大の撰んだ南九萬の墓誌銘⁽¹⁵⁾によると、このとき南九萬は牙山の配所から解放されて結城に還つたとあるが、同じ墓誌銘によれば、結城縣にはかれが若き日を過ごした田莊のあったことが確認できる。『忠清道邑誌』によれば、南九萬の父・南二星は結城縣の東の龜項村（今の洪城郡龜項面）に住んでいたというから、おそらくはこの地に南氏の田莊があつたのであろう。南九萬は、この龜項村の「田里」に歸っていたのである。

(4) 放送（外方從便、京外從便）

「放歸田里」の處分を受けた罪人は、次に「外方從便」ないし「京外從便」の恩典によって、順次、行動の自由を與えられる。⁽¹⁶⁾前者は京中（ソウル）以外において自由に居住すること、後者は京中・外方のいずれにおいても自由に居住することの許可を意味している。ただしこれは主に初期の事例で、その後の事例では「外方從便」と「京外從便」の區別をせず、ただちに「放送」の恩典を下すことのほうが多い。この場合、「放送」とは「獄」または「配所」から釋放することを意味している。

【事例32】 肅宗二十年（二六九四）、領議政の權大運（南人）は、かつて中宮（仁顯閔氏、西人）の廢位を傍觀した罪を追及されて「絶島安置」の處分を受けたが、翌年の恩赦で、八十歳を越える老齡であることなどを理由に「放歸田里」の恩典を受け、さらに肅宗二十五年（二六九九）の恩赦で「放送」の恩典を受けた。（『肅宗實錄』肅宗二十年四月壬辰、二十一年五月壬戌朔、及び二十五年二月甲辰條）⁽¹⁷⁾

配所から「放送」された罪人たちは、法制上「被謫蒙放」というカテゴリー（秩）に屬し、その名簿は吏兵曹（政曹）

が管理していた。そうして毎年六月・十二月の「歳抄」の時期になると、吏兵曹から恩赦の対象者が國王に上啓され、國王の「點下」を受けた者は、次に「職牒還給（職牒還授）」の恩典を受ける。⁽¹⁰⁾逆にいうと、「被謫蒙放人」の法的地位は、「收告身人（收職牒人）」のそれと同等であったということが出来る。

(5) 職牒還給（職牒還授）

「職牒還給」とは、法司に沒收された官職の任命狀（告身、職牒）を返還、もしくは再發行することをいう。この恩典によつて、官界から追放されていた罪人たちの法的地位（官職・位階）は、ようやく追放以前の状態にまで回復する。

【事例33】中宗四年（二五〇九）四月、王は囚徒、および收職牒人・罷職人のリストの提出を求め、大臣、および吏曹判書申用漑、兵曹判書金應箕、刑曹判書金詮らと議論のうえ、罷職人四人に敘用、收職牒人四十餘人に職牒還授の恩典を與えた。（『中宗實錄』中宗四年四月乙酉條⁽¹¹⁾）

右の場合、「囚徒」の事務を擔當するのは刑曹であるが、「收職牒人」および「罷職人」の事務を擔當するのは人事行政を管掌する吏兵曹であった。言い換えると、「職牒」の發給、沒收、および再發給は、すべて吏兵曹が擔當する人事上の處分であつて、その點、法司（義禁府・刑曹）が擔當する刑事的な處分とは性格を異にしていることがわかる。

かくして「職牒」を受け戻した官人たちは、以後、「前銜官案」に登録され、適當な官職に任命されるまでそれぞれ休職官人として待機することになる。これはつまり、「收告身（收職牒）」より以前の「罷職人」の處遇と同等ということに他ならない。

(6) 敘用

罷職・收告身の處分を受けた者は、毎年六月と十二月に行われる「歳抄」によって王の許しを得れば、「罷職人」には敘用が許され、「收告身人」には職牒（告身）の還給が許されることになっていた。¹⁸⁾

これに對し、「削去仕版」、「永不敘用」などの處分を受けた者の場合は、通例、「歳抄」の對象とすることができない。しかし、恩赦によって當該の處分が解除されると、罷職人、收告身人の場合と同様の手續きを経て「敘用」の對象とすることが認められる。ただし、それには年限の規定があり、「永不敘用」の場合は三年後、「永不除職」の場合は十年後の恩赦で初めて敘用の對象となる。¹⁹⁾「削去仕版」の場合は年限の規定が明らかでないが、これは「永不敘用」より軽い處分であるから、おそらく二年程度で敘用の對象とすることができたのであろう。

かくして、罷職、收告身、削去仕版、永不敘用などの處分を受けた官人たちは、それぞれ一定の期間を経て再び職事官への任命、すなわち「敘用」を受けることができた。もっとも有資格者のうち、だれもが實職を得ることができたわけではない。官界に有力な庇護者がいないかぎりは、なかなか復職を果たすことはできなかつたであろう。

(7) 物故罪人

以上は幸いにも生前において官界への復歸を許された場合であるが、逆に、それが適わないまま配所の露と消えてしまった官人たちの例も少なくない。この場合、配所で死亡した「物故罪人」は、いわばその死によって生前の罪を贖つたものとみなされ、以後の恩赦において、順次、官人としての名譽の回復を許されることになる。具體的には、各種の記録においてその「罪名」を削除し、また法司の保管する「徒流案」から、その名前が「爰周（抹消）」されることになる。

【事例34】 羅州に定配されていた僻派の領袖・金龜柱が正祖十年（一七八六）に物故すると、王は慈殿（英祖繼妃・貞純金氏、金龜柱の妹）の悲しみを慰めるために、官僚たちの反対を押し切って金龜柱の「罪名」および「徒流案」を「爰周（抹消）」することを命じた。（『正祖實錄』卷二十二、正祖十年閏七月癸巳條）¹⁴⁾

【事例35】 純祖七年（二八〇七）、先に辛酉年の教難（二八〇一年の天主教徒弾壓）で「賜死」の處分を受けた洪樂任について、王は惠嬪洪氏（正祖の生母、洪樂任の姉）の悲しみを慰めるために、官僚たちの反対を押し切って彼の「徒流案」を「爰周（抹消）」し、かれの官職を復することを命じた。（『純祖實錄』卷十、純祖七年正月己巳條）¹⁵⁾

「徒流案」とは徒・流・付處・安置などの、各種の配流人の名簿。また「爰周」とは「文字を抹消すること」（朝鮮總督府刊『朝鮮語辭典』九七〇頁）。「徒流案」から名前を抹消（爰周）するということは、つまり、生前であれば配所から釋放（放送）するという事に等しい。¹⁶⁾ただし、それは「罪」を許されたから抹消するのであって、單に死亡したから抹消するという意味ではないことに注意しておきたい。

こうして配所から死者の靈を解放すると、次には「還給職牒」の恩典を下して官人としての名譽の回復を許す。生前の職牒（告身）が還給されようがされまいが、死者にとってはどうでもよいことであるが、子孫にとっては、それによって「門蔭」の特權が回復され、かつ祖先の靈を祭る「神主（位牌）」にもその官職を書き入れて「兩班」としての威嚴を示すことができる。それだけに「係わる場所は甚だ重大」¹⁷⁾である。

【事例36】 正祖朝の文臣・徐有隣（少論時派）は、正祖没後に僻派の彈劾によって圍籬安置の處分を受け、純祖二年に

配所の慶興府で物故した。しかし、大王大妃（英祖繼妃・貞純金氏）の崩御により僻派の勢力が失墜すると、純祖六年十一月に「徒流案爰周」を許され、翌十二月に「職牒還給」を許されて、ようやく官人としての名譽を回復することができた。（『純祖實錄』純祖二年四月辛丑朔條、六年十一月丙午條、及び十二月甲戌朔條¹⁴⁸）

このように、「徒流案爰周」が許されれば、通例、間もなく「職牒還給」も許されるので、子孫たちは早手回しに、當該人の「位牌」に生前の官職名を書き込むこともあった。もちろんこれは國家の認めたことではないが、正祖は「朝家忠厚之風」に鑑みて特に禁壓する必要はないとしてこの種の風潮を黙認していたという。¹⁴⁹

一體、官職の與奪は國王の大權事項であつて、たとえ死後のこととはいえ、臣下が勝手に名乗つてよいものではない。にもかかわらず、正祖がこのような風潮を黙認したのは、結局、「兩班」の身分は國王であつても與奪することができないという、當時の兩班社會の通念に従つたものといえよう。

もともと「兩班」の身分は、國王の與奪する「官職」によつて成立する。しかし、「官職」を受ける官人がその政治的な地位を通して家門の名譽を確立すると、今度は官職の有無に拘わらず、官職を受けるに相應しいと認知された家門の出身者たちが「兩班」としての社會的な名譽を享受するに至り、そうなる「官職」與奪の權限を握る國王ですら「兩班」のもつ社會的な威信を左右することができなくなつてしまふ。

官人たる者、政治的な波紋によつて官界に浮沈することは當然であり、場合によつては「配所」で死を迎えることもあった。しかし、死を迎えた官人たちは、結局はその死によつて罪の贖いを得、いずれは國王の發布する恩赦によつて官人としての名譽の回復を果たす。

正祖六年（一七八二）、國王は文孝世子誕生¹⁵⁰の慶祝の恩赦で、實に「三千一百三十七人」にのぼる罪囚を疏放（釋放）し

たが、そのとき「中途付處」の處分を受けて洪州の配所で物故した申晦や、「遠竄」の處分を受けて「蒙放」の後に物故した韓翼晝、「屏裔（遠竄）」の處分を受けて物故した鄭義達などに對しても、それぞれ申晦には「職牒還給」の恩典を與え、韓翼晝には「罪名」および「徒流案」の「爰周（抹消）」を許し、鄭義達には「放送」の恩典を與えている。⁽¹⁵⁾このとき「京・外の謫籍はすっかり空になった（京外謫籍盡空）」といわれているが、その「謫籍」のなかには、このように、すでに物故して久しい罪人たちの記録もそのまま載せられていたわけである。

ついで高宗朝の初年、大院君による「世道政治」のもとに行われた恩赦においては、「仁祖以來」の黨争による「冤氣鬱結」を解きほぐすために、大逆罪以外の四百人の「罪案」が除かれ、その子孫に「敍用」の恩典が施されたという。⁽¹⁶⁾この「四百人」のなかにも、やはり少なからぬ數の物故者が含まれ、その記録が彼らの子孫の官界における出仕の妨げになっていたであろう。それでも彼らは「兩班」としての矜持をもち、いつしか官界に復歸する日が来ることを待ち望んでいた。その輿論に王が迎合することによって、時に大規模な恩赦（大霽）が行われることになったのである。

お わ り に

本稿では朝鮮國王が官人身分の者に對して下した一連の處罰の體系を明らかにしたが、それは「律」に規定する「五刑」の體系とはいちおう別個のものであり、いわば「刑」に對する「罰」の體系であったといえる。⁽¹⁷⁾そうしてそれは、君臣關係という特殊な倫理に基づき、官人身分の者に對する「懲戒」の處分として、國王の個人的意思によって發令されていたのである。

法曹の勘断は、宜しく律例を援くべきも、しかも特教の處分は、事體同じからず。〔高宗實錄〕卷一、元年三月初五日條⁽⁸⁾

右の『實錄』の一節は、國王の「特教處分」が「律例」の規定をも超越するという當時の法制の原則を端的に指摘したものであるが、官人に對する「懲戒」とは、まさしく「律例」による「刑」ではなく、王の「特教處分」による「罰」として下されるものであった。

一體、近代法には「一事不再理」の原則があり、一度確定判決の下った事案について再び公訴を行うことはできない。その原則からいうと、本稿で検討した數多くの事例にみられるように、一旦處罰された官人に對して繰り返しその「罪」を追及する朝鮮時代の法のあり方は、一見、いかにも出鱈目のように見える。しかしそれは「囚禁・推鞠・照律」という正規の手續き⁽⁹⁾を踏んで行われる「五刑」の刑罰とは別個のもので、だからこそ、そこには「律」によつて保障される判決の客観性ないし確定力というものが缺如しているのであった。

王による「特教處分」は「律」の規定を超越しているが、だからこそ、そこには法的な意味での確定力が缺如している。もちろん、「律」による判決にも近代的な意味での確定力があるわけではないが、少なくとも相對的には、より客観的な基準（律）に基づく判決としてその確定力が保障されている——ないしは期待されている——といつてよいであろう。だからこそ、三司は「律」の規定どおりの處分（具體的には死刑）を要求してやまない。しかし、國王の個人的な意思に基づく「特教」による處分の場合には、そもそもどの程度の處分が適當であるかについての客観的な基準がなく、したがつてその處分にも確定力がないのである。

このため、法的な確定力をもたない「特教」による處分に對しては、士大夫の輿論を代表する「三司」、とりわけ司憲府・司諫院の「兩司」がしばしば反對の上啓を行い、一旦下された王命の撤回を強く求めることにもなる。この場合、三

司による反對上啓——一種の不服申し立て——が繼續している限りは、王命といえどもそれを執行することはできない。⁽⁴⁰⁾三司による反對上啓が收束し、三司が王命に同意を與えること——いわゆる「停啓」——によって、はじめて行政機關は王命を執行することができるのである。⁽⁴¹⁾

この原則は行政一般について言えるが、とりわけ官人に對する處罰の適否は「三司」による言論攻撃の恰好の題材となった。官人に對する「懲戒」の處分がその「罪」の重さに對して適當かどうか——それを判斷するのは一義的には任命權者としての國王であるが、國王の判斷は士大夫の「公論」を度外視しては成り立つことができず、しかもその「公論」は黨争により「老少南北」の四色に分裂して歸一するところがない。こうした條件のもとでは、國王による處分が二轉三轉し、次々と處分が加重されたり、また減免されたりするのも當然のことであった。

なるほど、國王の意思は「律」の規定をも超越する。したがって、官人に對する處罰は人事權と同様、國王のみが行使する大權事項に屬していたが、だからこそ「三司」に代表される士大夫の「公論」はそれを規制し、王の恣意を防がなければならなかった。

黨争期における『朝鮮王朝實錄』の記事は、「公論」に基づいて「律例」どおりの處罰を求める「三司」の上疏文と、その言論壓力にずるずると押し切られていく國王の批答文とで、ほとんど埋め盡くされているといつても過言ではない。いわゆる「換局（閣僚總入れ替え）」によって黨派の争いを制御しようとした肅宗や、「蕩平策」によって四色黨派の均等な登用を目指した英祖・正祖など、相対的な意味で君主權力の絶對化が圖られた時代においてもそれは例外ではありえなかった。『朝鮮王朝實錄』の、とりわけ黨争期以降の『實錄』には、「律」を超越しつつ、しかも「律」の確定力を缺いた専制君主の權力が、士大夫社會を代表する「三司」の「公論」のなかに埋没していくさまが描かれているのである。

註

- (1) 南紀濟『我我錄』下、十二士禍〔稗林〕所收本、參照。具體的には、癸酉士禍（端宗元年、一四五三）、丙子士禍（世祖二年、一四五六）、戊午士禍（燕山君四年、一四九八）、甲子士禍（燕山君十年、一五〇四）、己卯士禍（中宗十四年、一五二九）、辛巳士禍（中宗十六年、一五二一）、乙巳士禍（仁宗元年、一五四五）、丁未・己酉士禍（明宗二年・四年、一五四七、一五四九）壬子士禍（光海君四年、一六一二）、癸丑士禍（光海君五年、一六一三）、己巳士禍（肅宗十五年、一六八九）、辛丑・壬寅士禍（景宗元年、二年、一七二一、一七二三）等を指して言う。
- (2) 四方博「舊來の朝鮮社會の歴史的性格について」（『朝鮮社會經濟史研究』〔下〕）所收、一九七六年、東京、國書刊行會、崔承熙「朝鮮初期言官・言論研究」（一九七六年、ソウル、ソウル大學校出版部）、同「朝鮮初期言論史研究」（二〇〇四年、ソウル、知識産業社）、宋贊植「朝鮮朝士林政治の權力構造——銓郎と三司を中心に」（『朝鮮後期社會經濟史の研究』）所收、一九九七年、ソウル、一潮閣）等、參照。
- (3) 關連する主な研究成果としては次のものがある。徐壹教「朝鮮王朝刑事制度の研究」（一九六八年、ソウル、韓國法令編纂會）、金洪春「朝鮮時代刑典」（一九九〇年、ソウル、三英社）、池哲珞「朝鮮前期の流刑」（『法史學研究』第八號、韓國法史學會、一九八五年）、李成茂「『經國大典』の編纂と『大明律』」（『歷史學報』第百二十五輯、一九九〇年。「朝鮮兩班社會研究』）所收、一九九五年、ソウル、一潮閣）、俞起濬「朝鮮初期奴婢犯罪と刑政」（『湖西史學』第十六輯、一九八八年）、同「朝鮮初期贖刑に對して」（『湖西史學』第十九・二十合輯、一九九三年）、沈載祐「朝鮮前期流配刑と流配生活」（『國史館論叢』第九十二輯、二〇〇〇年）、尹薰杓「朝鮮初期附過法施行」（『韓國史學報』第二十四號、二〇〇六年、高麗史學會）。
- (4) 拙稿「朝鮮初期の笞杖刑について」（『史林』第八十二卷第二號、一九九三年三月、京都、史學研究會）、「朝鮮初期の徒流刑について」（『梅原郁編「前近代中國の刑罰」』所收、一九九六年十二月、京都、京都大學人文科學研究所）。
- (5) 『擇里志』のテキストには、成均大學校大東文化研究院刊『近畿實學淵源諸賢集』（二〇〇〇）所收の影印本（奎章閣所藏八十一張本）、乙酉文化社刊の排印・韓譯本、平凡社東洋文庫所收の排印・邦譯本（平木實譯）等がある。
- (6) 『擇里志』卜居・人心 蓋我國官制、異於上世。雖置三公六卿、董率諸司、然歸重臺閣、設風聞・避嫌・處置之規、專以議論爲政。
- (7) 『容齋隨筆』四筆、卷十一、御史風聞 御史許風聞論事、相承有此言、而不究所以從來。以予考之、蓋自晉・宋以下如此。
- (8) 『宣祖實錄』卷十七、宣祖十六年閏二月丙子條 司憲府啓、「陽城縣監朴懋貪鄙、請罷。司稟僉正金希哲昏暗、請遞。」答曰、「金希哲、依啓。朴懋、今此農時、守令以風聞遞之、不可。貪鄙云者、何事。何以爲之耶。回啓。」回啓曰、「雖不可指爲某事、前後爲守令、以微斂爲事、物議騰播。故論啓矣。」傳曰、「推考、使之知戒。」後允之。
- (9) 『太祖實錄』卷十二、太祖六年九月己巳條 都評議使司上言、「憲司劾六品以上官、雖答罪、必收職牒、實爲前朝弊法。乞依朝廷律文〔凡內外大小軍民衙門官吏、犯公罪該答者、官收贖〕、〔凡文官犯私罪答四十以下、附過還職。答五十者、解見任、別殺〕之文、六品以上員、所犯罪狀、準備推考、以罪狀輕重、杖以上罪、申聞、收謝牒、鞫問。答罪、不許收職牒、以公職問備罪狀、緣由具錄、呈使司量罪、移文巡軍、決答還任。」上從之。
- (10) 『經國大典』刑典、禁制 外官所犯、貪汚虐民外、勿許風聞舉劾。
- (11) 『睿宗實錄』卷一、睿宗元年閏二月丙寅條 司憲府上疏曰、「舊例、本府風聞公事、如大臣不法、守令貪汚・虐民、婦女失行、人子不孝、疎薄正妻、一應關係綱常、〔汚染〕風俗等事、隨所聞見、即加推劾、如其得情、啓聞科罪。故爲惡於隱微之中者、常若十日所視、不敢縱也。

況世祖大王傳旨內、「凡關係綱常、污染風俗、京外官吏、貪汚虐民、不法等事、風聞舉劾。」今臣等風聞啓達事、若覈傳發言者、臣恐自後無復與臺諫言者。臺諫亦不得以風聞啓達推覈、言路蔽塞、爲惡者、無所忌憚、非細故也。伏惟睿鑑裁擇。……」（*世祖の「傳旨」に「關係綱常、污染風俗」とあるので、前段の「舊例」にも「汚染」の二字を補填しておく。）

(12) 『中宗實錄』卷二十一、中宗十年八月己未條 傳曰、「國家待大臣至重、故若關係大事、則推之矣。其餘小小待罪之事、則皆令勿待罪者、以其重待大臣也。頃者諫院以爲、監司之受委方面者、大事則已矣、其如小失、不可皆推云。是亦以待大臣爲重而然也。常時如三公、則啓而推之、輔國崇祿以下、則不啓而直推、乃憲府之例也。若關係事、則當推矣。只問備而已、則不必皆出公緘推之。是意當斟酌處之、可也。予非以憲府推其不當推之人也。又非仍有所失而然也。但近多有直推大臣之事、欲使憲府知此意也。」○『朝鮮中宗實錄』卷二十四、中宗十一年二月戊午條（前略）持平文瓘啓曰、「大抵待從及凡朝士之被推者、必出公緘以問、遲則例遣使令促之。以其出公緘爲受辱云、未敢知也。雖一品宰相、非正一品、則不入啓而出公緘推之。弘文館敢以如是之言、啓於上前、事甚可駭。臺諫受言責、雖有所失、當優容、而有口者皆欲攻之、則豈得盡其言乎。臺諫持朝廷紀綱者也。弘文館以其出公緘爲汚辱、此反汚辱朝廷也。請遞而推之。」不從。

(13) 『中宗實錄』卷二、中宗二年閏正月庚戌條 憲府啓曰、「兼宣傳官朴良乃朴永文後室之子。永文後妻、卽黃孝源妾女子。庶賤不宜授東西班之職、兵曹必用情擬望。判書以下、則本府當出公緘推問。兼判書、請並推問。」上曰、「不須推問。朴良則當問而處之。」

(14) 『宣祖實錄』卷八十九、宣祖三十年六月丁丑條 持平南以信「[座目同上]」來啓曰、「……昨日南別宮行幸時、百官下馬班立、未退之際、定遠君所率下人、與左議政金應南下人持馬者、爭路相詰、而宮奴等群聚

亂打、至上馬臺撲擊、極其殘傷、流血淋漓、擔舁而去。定遠·順和兩君、駐馬立視、終不禁駭。非但大小侍衛之人、相顧失色、唐人之列立觀光者、莫不竊語而駭視。凡在瞻聽、舉皆驚愕。請定遠君珥、順和君珥、并命推考。……」答曰、「……定遠君推考、依啓。既曰其下人、則順和君、未可竝推。……」

(15) 『默齋日記』二（大東野乘）所收本）大概、兩司合啓之規、雖論劾大臣·重臣、必待中學一會、論議歸一、然後始爲論啓。乃所以重其事也。

(16) 『成宗實錄』卷二百九十、成宗二十五年五月己丑條 臺諫啓曰、「聞尹壕今日已上官。臺諫合司論啓、是朝廷公議也。而壕乃冒出、是不有臺諫、不有朝廷也。驕蹇莫甚。請推之。」

(17) 『太宗實錄』卷五、太宗三年四月丙寅條 司憲持平朴道弘、爲知海豐郡事。左獻納韓阜、爲仁同監務。初、憲府使人督匠人於長興庫、庫以無前例不應。持平朴道弘、答庫吏。適停朝禁刑之日也。庫使金涉、言於獻納韓阜曰、「庫本多務、道弘刑吏於禁刑之日。子於道弘、親也。請以義責之。」阜以言。道弘、避嫌不仕。憲府劾涉守直、請收職牒、鞫問其罪。上召掌務·持平金明理曰、「不送匠人、是豈鞫問之罪乎。以小事而輕罪朝士、甚不可也。」明理曰、「非以不送匠人爲罪、乃以囑諫院、欲劾道弘爲罪耳。臺諫交惡久矣。今臣等特承殿下之教、庶底和睦、而涉乃欲煽亂。臣等以故請罪。」上曰、「不可。豈可不知其實、而遽罪之乎。原其初、亦小事也。勿再請。」至是、出二人于外。

(18) 『中宗實錄』卷三十九、中宗十五年六月乙亥條 持平金錡啓曰、「丁丑年（中宗十二年、一五一七）、臺諫拒命牌事、右議政（李惟清）於朝講啓之。臣時爲正言、不能違而從來、在職未安。請遞。」上曰、「其事已久。臺諫亦豈一心哉。不可追論。勿辭。」再啓曰、「逆命、天地不容之罪。況臺諫非常之職乎。請遞。」上曰、「其時牽於彼類而爲之耳。且一人辭免、餘皆未安。勿辭。」執義蘇世讓啓曰、「臣亦其時爲掌令、僉謂臺諫言未得行、數數往來、徒爲文具耳。前朝時、臺諫言不行、則或

(19) 『宣祖實錄』卷八十九、宣祖三十年六月丁丑條 持平南以信「[座目同上]」來啓曰、「……昨日南別宮行幸時、百官下馬班立、未退之際、定遠君所率下人、與左議政金應南下人持馬者、爭路相詰、而宮奴等群聚

杜門不出、或退居鄉曲、故如是。而近來所無之事也。時人皆非之、今亦有議。在職未安。請遞。」上曰、「臺諫之意不同、非爾已意。且經筵時、出於言端、非爲追論也。勿辭。」再啓曰、「臺諫之事、同議爲之、非一人之意也。臣之在職、實未安心。上教如此。當退待物論。」

(20) 『肅宗實錄』卷十三、肅宗八年十一月丙辰條 是日、行文武科殿試。諸臺竝違牌。以申懷爲司諫、李整爲獻納。懷以不可異同於右僚之意、引避。上命勿辭、亦勿退待、俾即進參。懷往參後、又以自壞臺體引避。整亦以此引避。玉堂處置、出仕。整以推誠未勸、遞差。

(21) 『仁祖實錄』卷二十七、十年七月己未條 大司憲張維引避曰、「臣頃於國恤之初、老母病勢苦重、私情切迫、往來救藥、未免經宿私第。前日臺官、既以此引避。請遞臣職。」答曰、「勿辭。」憲府處置以爲、「老母病重、則往來救藥、情理當然。請命出仕。」上從之。

(22) 『仁祖實錄』卷二十九、仁祖十二年五月戊戌條 持平廉友赫啓曰、「臺官入本府時、諸監察出迎于中門外、臺官至而答揖、例也。臣於今日將行相會禮於本府、而監察無一人出待者。無非臣地微望輕之致、不可抗顏仍冒。」憲府請廉友赫出仕、監察之不出者推考。上從之。

(23) 『仁祖實錄』卷二十八、仁祖十一年十一月丁未條 正言鄭雷啓曰、「……韓亨吉濫刑殘酸之狀、傳者藉藉。臣時在言地、隨所聞而論之、非有一毫私意於其間也。頃者偶與副提學鄭百昌、相遇於闕下、杯酒之間、忽然問臣曰、「汝何敢彈吾所親之人乎」、仍加詬辱、提起世疊、魯之以論駁。臣之世疊、國人所知、臣不敢自諱。然聖明既已蕩滌而收臣、則臣雖無狀、所處者侍從班也。士夫間相敬之道、恐不當如是。臣何敢任他唾罵、默默隨行。請遞臣職。」諫院處置曰、「自古用入之道、不係世疊。雷卿之人器、清議既許、聖上慎簡、擢置三司、非止一再、則爲雷卿者、身在言地、隨事糾劾、乃其職耳。面加詬辱、責有所歸。請命出仕。朝廷之上、禮讓爲貴、士夫之間、相敬爲重、而副提學鄭百昌、以彈駁所親之人、詬辱侍從之臣。此實指紳間所未有之事、不可以杯酒之失、置之不論。請推考。」上皆從之。

(24) 『仁祖實錄』卷二十九、仁祖十二年六月己巳條 左副承旨李德洙啓曰、「臺諫傳啓時、例必展讀、而今日諫院城上所、不讀元啓草、而只言大概。此無非見輕所致、惶恐待罪。」答曰、「勿待罪。」正言金壽翼啓曰、「臣素患痰症、入夏轉劇、今日傳啓時、精神昏慣、不能遍讀、僅以大概傳啓、至被承旨詆斥、臣之罪大矣。請遞臣職。」諫院處置、請命出仕。答曰、「若非怠慢、必是故犯。今姑罷職、以明是非。」

(25) 『仁祖實錄』卷二十九、仁祖十二年四月甲戌條 司諫李景曾啓曰、「昨見簡通新啓一款、即朴安孝・金孝建・柳昌文等、曾參廢母庭請、及授臺諫、不能自列之失。而未端有「庭請文書、請令禁府書送兩司及吏曹」之語。臣竊以爲、參於大論之人、冒叨臺閣、而不爲一言自列、則固爲非矣。當初聖明濼瑕之意、固非偶然。到今書送別件文籍、銓曹當政而取考、兩司臨席而指點、則大小染跡之人、孰敢自安於心、而聖人包荒之德、恐不必如是。故臣以刪去此一款之意、再三商議於同僚、而終未歸一。請命遞斥。」獻納李時楷、亦以此引避。……正言洪柱一・徐祥履、亦以此引避。皆答以勿辭。憲府處置曰、「參於大論、非曰無罪、而到今提起、書成別件文籍、無乃傷於聖人之量耶。欲刪去此款者、或不無所見、而殊缺直截之風。隨參庭請之輩、爲人所棄、則樹公議、明是非、自是諫官能事。謄出文書、雖似過激、亦可謂得論事之體。請正言洪柱一・徐祥履、大司諫金慶徵、竝出仕。司諫李景曾、獻納李時楷、遞差。」答曰、「依啓。李景曾等勿遞。」景曾等牌不進而遞。

(26) 『仁祖實錄』卷十九、仁祖六年十一月壬戌條 憲府啓曰、「故領敦寧府事韓浚謙、既過初暮之後、仍給本職之祿、雖出於一時之恩、有乖於金石之典。請還收仍給之命。……」答曰、「國舅祿俸、限三年題給、不無前例。宜勿煩論。……」○同月甲子條 憲府啓曰、「故領敦寧府事韓浚謙、給祿還收事、連日論列。而聖批或以不無前例、或以亟停已甚之論爲教。臣等竊惑焉。……請勿留難、亟賜一俞。」答曰、「此非堅執之事、而如是瀆擾不已、可謂待國母太薄也。」仍下教曰、「故領敦寧府事韓浚謙品祿、令該曹、自正月、勿復題給。依臺諫啓辭、月給米豆十

石。」○同月乙丑條 憲府啓曰、「伏見聖批、以『待國母太薄』爲教。惶恐震駭、措身無所。……臣等辭不達意、誠未格天、反承峻旨、何敢晏然。請遞臣等之職。」答曰、「勿辭。此事如彼不可、則當初力爭、宜矣。」竝退待物論。諫院處置曰、「死受生時之祿、斷無此理。豈可以國舅而有別哉。憲府之論啓、未爲不可。請竝命出仕。」上從之。

(27)

『宣祖修正實錄』卷十五、宣祖十四年八月壬辰朔條 大司憲李珪、執義南彥經、持平柳夢井、以言事被遞。初、憲府之論義謙也、珪約同僚、使無蔓延之患。而鄭仁弘等、本欲因此、擊盡一隊士類、……仁弘啓曰、「所謂士類者、義謙與尹斗壽・根壽・鄭澈等諸人、相爲締結、以助聲援、窺規形勢矣。」珪謂仁弘曰、「鄭澈非義謙黨。年前士論過激、故有不平之言。此非黨義謙也。澈是介士。今謂締結外戚、聲勢相助、則極冤矣。珪向來上疏、贊澈之爲人。今日斥澈爲黨於非人、則珪自爲反覆人矣。君須避嫌、爲澈分疏、然後勢可供職。不然則珪當避嫌矣。」仁弘勉從、詣闕避嫌啓曰、「鄭澈雖與義謙、情分相厚、不至如尹斗壽兄弟、私相締結。而臣乃以爲、義謙之私黨、失實甚矣。請遞職。」憲府當處置仁弘、……於是、諫院處置憲府。而大司諫李暨、司諫鄭士偉、正言姜應聖・鄭淑男、欲竝請出仕。獻納成泳、欲竝請遞差。姜應聖詣闕、先請南彥經出仕。於是、各以所見、引避。成泳拮據憲府過失、辭意不倫。弘文館處置兩司、竝請出仕。以姜應聖處置違格、成泳撥拾過失、請此兩人遞差。……於是、兩司皆退待。玉堂慮騷擾之弊、不分是非、請竝出兩司。……兩司皆避嫌、退待。弘文館上劄、請出兩司、只遞承勳及李珪等三人。「以珪反斥承勳爲非」。上答曰、「李珪別無所失、決不可遞。」弘文館復上劄請遞。上不從。……上始許遞珪等、而鄭芝衍、代爲大司憲。

(28)

『六典條例』卷六、弘文館、總例 兩司官員、皆有引嫌之事、而無處置者、則兩司吏、以避辭都送本館、議定立落、陳劄上請。

(29)

『禮記』王制 爵人於朝、與士共之。刑人於市、與衆棄之。批答は建前としては王が直筆で書くことになっているが、実際には宦

(30)

官が代筆することも多かつたらしい。○『景宗實錄』卷五、元年十二月乙酉條 翰文有道・朴尙儉。……尙儉供稱、「……內官之任、凡於公事、踏啓字、書批答而已。寧有干犯之理。……」

(31)

鄭經世、字景任、號愚伏堂、晉州の人。南人。

(32)

『仁祖實錄』卷八、仁祖三年二月甲申條 行都承旨鄭經世、以新陞正二品、不當仍在承旨、上劄乞免。答曰、「省劄具悉卿懇。以正二品爲都承旨、不無古規。卿其勿辭。」

(33)

『六典條例』卷二、承政院、呈辭 大臣呈辭、不允批答、則使藝文館或知製教撰進。啓下後、堂后正書「如教書式」。入啓時、寶啓請。安寶、史官往傳「四度以下、敦諭、或別諭。○「安心調理」批下、則書出傳教後、正書招致、司錄傳給。」

(34)

『光海君日記』(鼎足山本) 卷十二、光海君元年正月戊子條 吏曹判書鄭昌衍上疏曰、「……伏願聖慈、亟命遞臣職名。」答曰、「省疏具悉卿懇。……卿宜勿辭。公耳國耳、終始盡職。」○『光海君日記』鼎足山本、卷四十三、光海君三年七月丁未條 大司諫崔有源辭職。答曰、「省疏具悉爾懇。……宜勿控辭、盡心職事、振肅風采、激揚儉俗。」○『朝鮮宣祖實錄』卷一百七十五、宣祖三十七年六月壬午條 慶尙道生員臣金允安等、伏以……答曰、「省疏具悉、良用嘉焉。」

(35)

朝鮮總督府刊『朝鮮語辭典』啓字の項(六〇頁)に「啓字を刻したる木印、上裁を経たる文書に押す」とある。

(36)

『世祖實錄』卷三十三、世祖十年四月己酉條 命刻草書「啓」字、印啓下文書、以爲標。

(37)

啓字印も建前としては王が自ら押すべきものであるが、実際には宦官が代理で押印する。○『景宗實錄』卷五、元年十二月乙酉條(再掲) 翰文有道・朴尙儉。……尙儉供稱、「……內官之任、凡於公事、踏啓字、書批答而已。寧有干犯之理。……」○『六典條例』卷二、承政院、總例 啓下公事、踏啓字。違式、則當該中官、隨即請罪。

(38)

『宣祖實錄』卷七十九、宣祖二十九年閏八月壬午 凡公事之入內經御

- 覽者、必踏啓字而下、政院又於其尾、判付『啓下某司、云云。』
- (39) 『經國大典』刑典、訴冤條、註 凡上言、啓下五日內、回啓。如或過限、具不即回啓辭緣、以啓。
- (40) 『宣祖修正實錄』卷二十一、宣祖二十年十二月乙卯條、註 凡臣民章疏之上、不出三日、必下政院。若無批辭而只踏啓字而下、則承旨觀疏所言、或下該司、使之覆議、或允其請、則奉聖旨、乃例也。
- (41) 『仁祖實錄』卷二十九、仁祖十二年七月壬子條 副提學李植上疏曰、「伏以……伏願殿下、亟命鑄創臣名、以鎮異論。」疏入、踏啓字而下。
- (42) 『仁祖實錄』卷四十六、仁祖二十三年十一月丁丑條 是朝、政院始捧趙復陽遞差傳旨。……於是、同副承旨鄭維城待罪曰、「昨夜趙復陽遞差傳旨、即當捧之、而非但夜深、諫官特遞之事、異於常規。不待同僚之會、不敢獨爲捧旨矣。」答曰、「知道。勿待罪。」
- (43) 『宣祖修正實錄』卷二十一、宣祖二十年十二月乙卯條 若不踏啓(字)而下、則政院藏之院閣、史官取而採錄于日記、無可錄則置之。謂之「留中不報」者、此也。疏久不下、則政院以日記纂入啓請、亦例也。憲疏雖焚、自上猶批示其由、則猶未廢、例也。自廢朝至今、疏入不下、政院不敢請、便爲官人所屑用。非古所謂留中者也。
- (44) 安邦俊、字士彥、號隱峰、竹山の人。西人。『抗義新編』の編者。
- (45) 『仁祖實錄』卷四十、仁祖十八年五月壬辰條 前察訪安邦俊上疏、極言時事、語多狂直。疏入、留中不報。上他日謂群臣曰、「安邦俊、不知何如人、而視其疏辭、蓋其關於事情者也。言無可採、且煩於視聽。故留之不下耳。」
- (46) 『肅宗實錄』卷一、肅宗即位年十月丁酉條 修撰姜碩昌上疏、論宋時烈・郭世樾事、縷縷數百言、……疏入、上命還出給。又下備忘記、「李秀彥・姜碩昌・金光瑄、竝罷職不敘。」
- (47) 『我我錄』(『稗林』所收本)、龍門問答、參照。
- (48) 『經國大典』刑典、囚禁條 杖以上、囚禁。文武官及內侍府・士族婦女・僧人、啓聞囚禁。
- (49) 同右。
- (50) 拙稿「朝鮮初期の笞杖刑について」(前掲注4)、參照。
- (51) 『經國大典』刑典、囚禁條、註 凡不囚者、公緘推問。七品以下官及僧人、直推。
- (52) 丁若鏞の解釋によれば、「問備」とは「臺官が(罪狀を)問難し、被疑者が(それに對する答えを)備列すること」である(「雅言覺非」)。「推考」と「問備」とは同義。○柳壽垣『迂書』卷四、論推考 或曰、「我國問備之法、似無益於實事。而無此則亦無以申飭警勵、存罷與否。何如而可乎。」答曰、「此不過依倣唐典推劾之制。而唐制亦助於六朝臺推矣。然而雖襲名目、元無其實。今以三司出入者言之、其遭推考、不知其幾千百次。我國百事、無非文具。而文具之中、此尤特甚。國體之日卑、紀綱之日紊、實由於此等事矣。欲做實政、除之何疑。」
- (54) 推考傳旨の例。○『成宗實錄』卷二百三十三、成宗二十年十月辛亥條 御經筵。講訖、大司憲李世佐啓曰、「李封、撫馭乖方、以失民心、而推考傳旨、不及焉。請竝推鞠、何如。」上曰、「撫馭乖方之由、李封親啓之、故不及焉。」
- (55) 推考緘答の例。○尹善道『孤山遺稿』卷五下、雜錄、山陵看審時推考緘答(己亥) 云云。矣身竊念……、重被臺評、無非自取。傳旨內辭緣、遲晚。相考施行。○遲晚とは、遅ればせながら罪を承服する意。『孤山遺稿』は「李朝名賢集」三、及び『韓國文集叢刊』九一に影印收録。
- (56) 兪伯曾、字子先、號翠軒、杞溪の人。
- (57) 『凝川日錄』(大東野乘本) 乙亥(仁祖十三年)二月初七日條 傳曰、「大臣者、君上之所尊敬、百僚之所瞻仰、有非人人所可輕議。而吏曹參議兪伯曾、譏侮大臣、無所不至、事極駭異也。其狂妄之罪、不可不懲。姑先推考。」○同月初九日條 憲府啓本、「吏曹參議兪伯曾、譏侮大臣罪、杖八十、公罪」啓。功減一等。照以罵官長律。○「明律」卷二十一、刑律四、罵詈、佐職統屬罵長官條 凡首領官及統屬官、罵五

品以上長官、杖八十。若罵六品以下長官、減三等。佐貳官罵長官者、又各減二等「竝親聞乃坐」。

(58) 拙稿「朝鮮初期の笞杖刑について」(前掲注4)、參照。

(59) ただし、その一ヵ月後、彼は「特旨」によつて「水原府使」に轉出しているの、最終的には「左遷」という形で處罰されたことになる。

○南九萬撰兪伯曾墓誌(『國朝人物考』所收)……上以譏侮大臣、推考、除水原府使、移慶尙監司。

(60) 『仁祖實錄』卷三十一、仁祖十三年七月丙寅條 書講「詩傳」、講訖、知經筵崔鳴吉曰、「錢幣不可率爾通用。先試於不緊處。如下吏犯罪、則以錢收贖、士夫推考、亦以錢文徵贖、亦是用錢之一道也。」上從之。

(61) 『肅宗實錄』卷十七、肅宗十二年九月丙戌條 司憲府以都摠經歷李玄成・李之樺等推考緘答、勘以「杖八十・收贖」之律。上曰、「分揀。」蓋玄成等、於七月初三日、監軍受點。翌曉奉牌、自敦化門入到禁川橋上。諸承旨自金虎門方始入院、在後呵禁。玄成等以奉陪御牌、不即退立。承旨任相元・申暲等發怒、啓請推考曰、「今日諸承旨班次入來之時、都摠經歷李玄成等、偃然徑入、橫截前路。其愚濫不識事體之狀、殊極可駭、云云。」蓋監軍之牌、既有御押。故雖王子三公、遇諸路必避者、所重有在故也。今相元等、不念御押之尊、直以玄成等爲卑賤武夫、偃然呵禁、先自失體、而反以玄成等爲不識事體、肆然請推、若論以不敬之律、相元等必無所逃矣。然而臺諫不思舉劾、乃以玄成等爲若有罪者然、勘以杖律。上亦不之察焉、但下分揀之教。聞者莫不駭歎。

(62) 同右

(63) 『顯宗實錄』卷一、顯宗即位年九月己未朔條 ……按、善道推考緘辭中、有曰、「臣病伏郊畿、去京城一息程。五月初四日、聞國恤、奔走入城、成服之後、宿疾重發、載還鄉居。十八日、聞有看山之命、力疾還入。二十五日、隨行於看山之役。……而以爲再審之日、偃然退坐、則不亦冤乎。至以怙終擬律、則銀鍊甚矣」云云。憲府奏以「杖八十・收贖、奪告身三等」。上以既已罷職、分揀。

(64) 『經國大典』刑典、推斷條、註 犯私罪、杖六十者、啓聞、追奪告身一等(小註省略)。七十、二等。八十、三等。九十、四等。一百、盡

行追奪、送吏兵曹(小註省略)。

(65) 『迂書』卷四、論推考 或曰、「我國問備之法、似無益於實事。而無此

則亦無以申飭警勵、存罷與否。何如而可乎。」答曰、「此不過依唐典推劾之制。而唐制亦助於六朝臺推矣。然而雖襲名目、元無其實。今以三司出入者言之、其遭推考、不知其幾千百次。我國百事、無非文具。而文具之中、此尤特甚。國體之日卑、紀綱之日紊、實由於此等事矣。欲做實政、除之何疑。」或曰、「中外臣僚、或有所失、則虛實之間、不可不請其問備、觀其緘辭而處之矣。」答曰、「凡事據實論報可也。何可以一毫未分明之事、姑爲問備之請耶。大則大罰、小則小罰、極微細則又不必論劾矣。設或事體間、雖甚些少過失、不可不全無言、則只示其規戒之意於論列文字中、亦足爲官師相規之體。何必爲無實問備之請哉。推考既是笞杖之律、則既不可施之於微過。徒加其名、而不得用其律、則無實甚矣。」或曰、「朝家用罰、自罷職以下、不爲不少。而此亦難施於微咎薄過。如牌招不進、臨事錯誤之類、若無推考之罰、何以警責乎。」答曰、「中國則自古正律之外、元無推考。其何以爲治耶。畧小過而持大體、則正律自足爲政。何用此苟簡之規哉。且警責雖曰小事、至於牌不進之類、實涉褻傲。朝體不嚴、豈可但以無實之推考罪之乎。奪俸之法、最可施於此等之罪。而我國有料無俸、實爲慨然。今若酌定京外官常廩元俸、然後以罰俸之法、行之於少過微咎、則足爲警責之道矣。」

(66) 『明律』卷一、名例律、文武官犯私罪條 凡文武官犯條 凡文武官犯私罪、笞四十以下、附過還職。五十、解見任、別敘。杖六十、降一等。七十、降二等。八十、降三等。九十、降四等。俱解見任。流官、於雜職內敘用。雜職、於邊遠敘用。杖一百者、罷職不敘。○『經國大典』刑典、推斷條、註 文武官及內侍府・有蔭子孫・生員・進士、犯十惡・奸盜・非法殺人・枉法受贓外、笞杖竝收贖。公罪徒、私罪杖一百

- 以上、決杖。○拙稿「朝鮮初期の笞杖刑について」(前掲注4)、参照。
- (67) 『成宗實錄』卷一百四十四、成宗十三年八月戊午條 御經筵。講訖、大司憲魚世謙啓曰、「司畜李秀、與妓竝騎而行。繕工監役官尹成仁、娼妓雖微、既奸其母、又奸其女、無行甚矣。請罷職。」上曰、「已經赦宥、何必更論。」仍問左右。領事鄭昌孫對曰、「此輩無操行、罪之宜也。然已經赦、不必更論。」世謙曰、「罪則已經赦矣。凡朝官無操行者、論請罷職、例也。」同知事李克基曰、「無朝臣之行、罷職爲當。」命皆改差。
- (68) 『仁祖實錄』卷一、仁祖元年三月丁未條 (憲府) 又啓曰、「左議政朴弘耆、本以庸鄙之人、附會賊魁、冒居鼎軸、貪黷濁亂之罪、不可容貸。請罷職。」上只命遞差。
- (69) 前掲注(66)、參照。
- (70) 『中宗實錄』卷八十七、中宗三十三年二月甲子條 領議政尹殷輔、左議政洪彥弼、右議政金克成、左贊成蘇世讓、右參贊成世昌啓曰、「……沈彥光、則罷職·收告身。沈彥慶·權輓、則只罷、何如。……」答曰、「今見所啓、沈彥光等事、所關非輕。欲與卿等面議。」○同月乙丑條 傳曰、「昨日大臣啓請以爲、沈彥光則罷職·收告身。沈彥慶·權輓、則只罷、云云。……彥光亦收告身、可也。」
- (71) 『世宗實錄』卷四十九、世宗十二年八月辛卯條 司諫院啓、「永樂十二年二月初三日、吏曹受教、「三品以下、除授後、於班簿、錄其來歷。其自內除授者、稱特旨。以保舉除授者、稱某人薦。功臣及二品以上子婿、稱某子某婿。考前銜官案除授者、稱前官案付」。……請自今吏兵曹來歷關內、京外各品、雖以時行遷轉者、并錄加資超資之由。」從之。
- (72) 『世宗實錄』卷四十九、世宗十二年八月辛卯條 司諫院啓、「……永樂十四年六月十九日、司憲府狀申、「吏兵曹下批後、京外通政以下、至權務除拜人員、各於名下、稱某特旨、某保舉、某考滿、某都目、明白載錄、單子申呈、報于都堂、移文臺省、已有成法。……」……」
- (73) 『太宗實錄』卷二十七、太宗十四年正月癸巳條 吏曹啓、「除授啓本及移文、內出除授者、稱特旨。以單子啓開除授者、稱某人薦。功臣及二品以上子婿、稱某子婿。前銜官案付者、稱前銜官案、何如。」從之。又命保舉之法、一依『六典』所載。
- (74) 『英祖實錄』卷六十一、英祖二十一年五月丙戌條 上召見大臣·備堂。……教曰、「……其令兩銜作文蔭武前銜官案、懸註曾經職名、作數年月、京鄉居住、修正以入。」
- (75) 『中宗實錄』卷八十六、中宗三十二年十二月乙丑條 傳于政院曰、「昨日迎訪時、三凶設爲機陷以害人、或曰妄是非朝廷之事、或以他事害之、構陷多端事、議政言之。前者收職牒·罷職人員、已盡抄啓矣。但不齒仕版之類、則別無傳教、故不書啓矣。其在不齒仕版之中者、必爲三兇構陷而被罪矣。即令書啓。」
- (76) 『明宗實錄』卷十一、明宗六年六月癸亥條 檢詳宋贊、以三公意、啓曰、「國有大慶、徒·流·付處·充軍·雜犯死罪、皆已開釋、而永不敘用·不齒仕版、獨未蒙恩。竝蕩滌、何如。」答曰、「啓意果當。然見其罪目、或有關係國家者、或有宜於永不敘用者。故彙經大赦、而不得蒙宥矣。若輕釋、則後人無以懲戒、以是斟酌矣。其抄單子、還入可也。」
- (77) 『宣祖實錄』卷四、宣祖三年五月丙子條 上命罷職人員收職牒者、削去仕版者、永不敘用者、竝命書啓于吏兵曹。
- (78) 「削去仕版」の處分を「刊削之典」と言い換えている事例。○『英祖實錄』卷八十八、英祖三十二年閏九月己亥條 諫院「正言尹著東」申前達、不從。……又達、「……請洪靖輔、遠地定配。元景濂、削去仕版。李成中、削奪官爵。……」……尹著東避嫌曰、「……如此之類、其可免於屏流·刊削之典乎。……請命遞斥臣職。」王世子答以勿辭。
- (79) 『正祖實錄』卷四、正祖元年十月戊午條 ……判義禁洪樂性啓言、「……永不敘用、則終身禁錮、不入歲抄。……」
- (80) 『左傳』成公二年條 子反請重幣錮之。(杜預集注) 禁錮勿令仕。○『漢書』卷七十二、貢禹傳 禹又言、孝文皇帝時、貴廉潔、賤貪汙。

賈人贅婿、及吏坐臧者、皆禁錮、不得爲吏。

(81) 削奪官爵(削職)の處分を受けた李洽等は「及第」と呼ばれている。

○『宣祖實錄』卷一百四十七、宣祖三十五年閏二月丙辰條 憲府啓曰、

「鄭澈以無理之說、構陷崔永慶、必欲置之死地。自上洞燭其情、既命放釋、而其時諫院之官、一聽鄭澈指喉、至請再鞫、竟致瘡死而乃已。自古雖大無道之世、未嘗有殺山林之士者。況在聖明之時、黨奸(賊)

「戕」賢、以殺士之名、歸諸君父、則其罪固不止於削職而已。公議日

奮、輿情愈激。已死之奸、雖不可加罪。請及第李洽・具成・李尙吉等、致命中道付處、以快物情。」答曰、「已爲削奪官爵、今不可加罪。」

(82) 『中宗實錄』卷七十九、中宗三十年正月丁丑條 日晡雪霽。大小臣僚、

入班于勤政殿庭。領教書曰、「……茲示惻怛之懷、姑忍雷霆之怒、祇將光弼削奪官爵、外方居住、不令人城。特以大臣、優從寬典。其餘徒衆、悉皆勿問。於戲。……故茲教示、想宜知悉。」

(83) 『顯宗實錄』卷二、顯宗元年四月壬寅條 護軍尹善道上疏曰、「……疏

呈政院、承旨金壽恒・李殷相・吳挺緯・趙胤錫・鄭楹・朴世城、啓曰、「即者副護軍尹善道上疏到院、觀其疏語、則假託論禮、用意陰凶、譁張眩亂、略無顧忌。其在出納惟允之道、如此之疏、決不當捧入。而第念是非邪正、難逃於聖鑑之下。疏入之後、惟在聖明洞燭其情狀、明辨而痛斥之、似不可徑先退却。故此疏捧入之意、敢啓。」上曰、「如此之疏、既知而何以捧入乎。還出給。」遂下教于政院曰、「前參議尹善道、心術不正、敢上陰險之疏、詆譖上下之間、極其狼藉、厥罪難道、所當繩以重律、而有不忍罪者。姑從輕典、削奪官爵、放逐鄉里。」

(84) 權敦仁、字景義、安東の人。權尙夏の五代孫。老論派派。

(85) 『哲宗實錄』卷三、哲宗二年七月乙酉朔條 三司合辭、請門黜罪人權

敦仁、亟施當律。批曰、「……門黜罪人權敦仁、加施放逐鄉里之典。……」

(86) 拙稿「朝鮮初期の徒流刑について」(前掲注4)、参照。

(87) 『世宗實錄』卷一百二十四、世宗三十一年四月壬子條 義禁府啓、「尹

炯・許詔言、「前此、凡付處者、必考其居鄉・農莊所在、近地爲定、

例以爲常。臣等因循故事而爲之。且金世敏・李賢老付處、亦如此。今獨囚孟珍・正寧、非徒內愧于心、其於物論、亦將何如?」

(88) 拙稿「朝鮮初期の徒流刑について」(前掲注4)、参照。

(89) 朝鮮總督府刊『朝鮮語辭典』の遠竄の項(六四八頁)に「遠配に同じ」とあり、遠配の項(同頁)には「遠地に流配せらるること。(遠竄)。」とある。

(90) 「遠竄」の命が下ると、これを受けて義禁府では追放地(配所)の具體的な選定を行う。これを「定配」というが、定配とは配所を定めること、または配所を定めてその地に流配することを意味する。このため、「遠竄」のことを「定配」と言い換えることも多い。しかし、「定配」の対象となるのは官人に對する懲戒としての「遠竄」だけではなく、五刑の體系内における「徒三年」や「流三千里」の刑徒も義禁府(または刑曹)によつてある特定の地に「定配」されるのであるから、その意味では「遠竄」と「定配」とは必ずしも同義ではない。そこで本稿では官人處罰の體系内における「定配」を「遠竄」と稱し、これを五刑の體系内における「徒三年」、「流三千里」などの「定配」とは區別することにした。

(91) 『光海君日記』鼎足山本、卷五十七、光海君四年九月甲午條 王問于禁府曰、「遠竄人、靈巖・光陽等地定配、有前例乎。可考啓。」禁府啓曰、「常時本府規例、凡定配人、以『絕塞』啓下、則六鎮及江邊定配。以『絕島』啓下、則濟州・珍島・南海・巨濟等地定配。只以『遠竄』啓下、則勿論南北、遠處定配。戊申年、罪人洪湜、以遠竄之罪、謫死於康津。而康津、即靈巖之隣邑也。郭再祐、亦嘗流竄靈巖矣。此外前例、無文籍可考。以表表人所共知者言之、盧守慎、遠竄于順天、厥後加罪、始送珍島。順天、即光陽隣邑也。許潛之兄許汴、亦嘗遠竄于光陽云。祖宗朝、遠竄靈巖等邑者、亦有之。此則久遠之事、不敢一一盡達。」傳曰、「竝北道改定配。」

(92)

『景宗實錄』卷十、景宗二年十月丙辰條 兩司「大司憲金一鏡、持平金始燁、正言俞彥通」合啓。不從。憲府申前啓。又啓曰、「鞫廳蒙放人金有慶、……此物情之所共駭惑者也。向來任墮、以成給者司關文、猶加竄配之律。況此有慶所犯、有大於此者乎。論其情狀、合施屏裔之典。請遠竄。」上不從。○『景宗實錄』卷十、景宗二年十月辛未條 憲府「執義李世德」申前啓。又啓曰、「極邊遠竄罪人鄭濶、……不可以已施屏裔之典而置之。請亟命絕島圍籬安置。……」並不從。

(93)

『肅宗實錄』卷十七、肅宗十二年六月壬午條 獻納李國芳、正言尹之翊、啓曰、「金煥罪名、既非尋常竄配之比、不可混施惟輕之典。請改定配所、極邊遠竄。」答曰、「到今全釋、亦無不可。而爾等必欲自是已見、恣爲好勝之論。誠可笑而亦可駭也。」○『英祖實錄』卷十二、英祖三年七月己未條 諫院「正言柳儼」申前啓、不允。又啓曰、「尹鳳朝、既緊出萬規之招、而聖上特用寬典、薄施竄配、則伊時臺諫陳啓、竟致收還、輿情憤鬱。請尹鳳朝、極邊遠竄。」上從之。……

(94)

『仁祖實錄』卷二十一、仁祖七年七月丙申條 諫院啓曰、「臣等伏見、昨日備忘記、論羅萬甲之罪、極其嚴峻。……殿下慮弊之過、用罰太重、使形跡未著之罪、遽被投畀之典。渠之抱冤不足言、而大非聖世之美事。請加三思、還收羅萬甲遠竄之命。」答曰、「羅萬甲事、如是煩論、殊極不當。更勿瀆擾。」憲府亦啓之。不從。

(95)

竄配の事例。○『哲宗實錄』卷十一、哲宗十年七月癸酉條 教曰、「重臣・宰臣之屢月行誼、不無斟量者存。龍潭縣竄配罪人金箕晚、中和府竄配罪人沈敬澤、安邊府竄配罪人趙徽林、竝放逐鄉里。」○投畀の事例。○『英祖實錄』卷九十八、英祖三十七年九月辛酉條 上御景賢堂、召講儒十六人、袖性試講。朴相祿・李樂培、不能誦。故依科規勅律。教曰、「監試官皆不復命。其若眼有國、豈敢若此。并湖沿投畀。」○『純祖實錄』卷八、純祖六年二月壬午條 命副提學鄭東觀、應教金啓濂、副應教呂東植、修撰金相休、副修撰李勉求、畿沿投畀。以館錄命下、會座多日、互相陳章、竟未完圈也。(＊湖沿は湖西(忠

(96)

清道)・湖南(全羅道)の沿邊、畿沿は京畿の沿邊の意。) 次の事例では「竄配」は「遠竄」より一等軽い處分として位置付けられている。○『哲宗實錄』卷十五、哲宗十四年七月甲戌條 教曰、「飭已施矣、且當慶會。加棘罪人金始淵、圍籬罪人白樂莘、島配罪人徐相復・洪翰周・金魯鳳、遠竄罪人任憲大・林丙默・權命奎・金東壽・高濟渙、竄配罪人洪秉元・朴希淳・徐相嶽・具性喜、量移罪人金厚根、竝放逐田里。因繡啓而在謫者、亦爲放送。」

(97)

『顯宗實錄』十五年七月丁亥條 ……下教曰、「南二星遠竄傳旨、何至今不爲捧入耶。有何等待之事而然也。其等待之由、速爲達啓。……」政院乃書入傳旨。時當三更三點矣。下教曰、「南二星定配單字及押去單字、三更前捧入事、分付政院。」即招禁府郎廳分付。五更一點、二星定配・押去單字乃入。上即下其單字。時五更三點矣。

(98)

『續大典』卷五、刑典、推斷條、註 金吾椿棘罪人、及正二品以上、都事押去。其外、書吏・羅將、隨品押去。本曹罪人、徒配以上、京驛子押去、次次交付配所。

(99)

池哲瑚「朝鮮前期の流刑」(『法史學研究』第八號、韓國法史學會、一九八五年)、沈載祐「朝鮮前期流配刑と流配生活」(『國史館論叢』第九十二輯、二〇〇〇年)等、參照。

(100)

沈魯崇「南遷日録」上・中・下(『韓國史料叢書』第五十五、二〇一一年、果川、國史編纂委員會)

(101)

『南遷日録』卷一、辛酉(純祖元年)三月初十日條 謫居、全係居停之善惡。京諺、送謫先祝得善主人。事勢則然也。朝貴薄資、多自營邑飭定供帳・使令、無異官居。庶民流配、居止自放、眠食任便。凡此皆無與於主人也。如余今行、上下不及。自安之道、惟視主人。

(102)

『南遷日録』卷一、辛酉(純祖元年)三月二十五日條 到謫一望有餘、所館未定、……邑例、邑底分四坊。東西部、屬城內兩坊。山下・漕江、屬城外兩坊。各坊視次、分管謫客。糧穀分定、保授錄間、坊任主之。若其居停任便、不拘往來彼此。蓋成例即然也。

- (103) 『世祖實錄』卷十、世祖三年十一月戊寅條 義禁府啓、安置環・璵、鄭宗禁防條件。一、欄牆外、設鹿角城。一、外門常時鎖鑰、朝夕之需、十日一次給之。又於牆內、掘井取給、使外人不得相通。一、外人往來交通、或贈遺者、以黨不忠論。一、守令不時點檢守門者、如有非違、依律科罪。」從之。
- (104) 『燕山君日記』卷五十二、燕山君十年四月己酉條 義禁府啓、「頃者王子女安置時、慮有人迎慰者、故下諭禁止。忠清道觀察使安琛、不曉此意、於配所設鹿角城、禁人供饋。如此則生活難矣。大抵安置者、置之於此、使不得他適。非謂禁人供饋也。敢稟。」傳曰、「但禁人出入、使不適他而已。鹿角城、勿設。」
- (105) 『左傳』哀公八年に、「これを樓臺に囚え、これを梏(かこ)むに棘(いばら)を以てす(囚諸樓臺、梏之以棘)」とあり、杜預の集解に「梏、雍也。○梏、本又作荐、在薦切。」とある。
- (106) 『康熙字典』の「荐」字の條に引く「小爾雅」に「重也」、「廣韻」に「仍也」とある。
- (107) 『顯宗實錄』卷四、顯宗二年六月庚寅條 ……上曰、「圍籬之狀、如何。」(鄭) 太和曰、「以棘透屋、而以竇傳食矣。」
- (108) 『顯宗實錄』卷五、顯宗三年三月辛丑條 撤尹善道圍籬。…(鄭) 太和曰、「善道既年老且死。圍籬與係獄無異。本罪雖不可輕議、撤其圍籬、可矣。」上復問諸臣。僉議皆然。遂命撤之。
- (109) 『純祖實錄』卷八、純祖六年二月丙申條 三司合啓、「請新智島荐棘罪人金達淳、施以加棘之典。」依啓。
- (110) 『純祖記事』五(『稗林』所收本)、丙寅四月條 ……左相李時秀啓、「首相既有所奏、而荐棘之法、固是次於極律。朝家法意、圍以叢棘、貸其一縷也。古例、就其保授之家、圍棘於四面、有若樊籬樣。保授主人、則許其出入矣。近聞、棘圍限以罪人所坐之屋簷、至於不見天日云。然則置法之前、必致徑斃。安在其貸一縷之意乎。此後、依古例舉行事、分付金吾、宜矣。…」允之。
- (111) 拙稿、「朝鮮初期の徒流刑について」(前掲注4)、參照。
- (112) 純祖朝に機張縣に「屏裔(遠竄)」された沈魯崇は、守令による朔望の點呼を生眞面目に受け續けていたが、これはむしろ例外といえる(『南遷日録』)。
- (113) 『明律』吏律、職制、姦黨條 若在朝官員、交結朋黨、紊亂朝政者、皆斬。妻子爲奴、財產入官。○『經國大典』刑典、推斷條 凡亂言者、啓聞推覈、杖一百・流三千里。若干犯於上、情理切害者、斬、籍沒家產。誣告者、反坐。知而不告者、各減一等。
- (114) 拙稿「朝鮮黨爭史における官人の處分——賜死とその社會的インパクト」(富谷至編『東アジアの死刑』所收、二〇〇八年二月、京都、京都大學學術出版會)、參照。○朝鮮時代における賜死の事例は枚舉に暇がない。一例として、肅宗六年(一六八〇)の「庚申換局」における柳赫然(南人)の賜死、および吳始壽(南人)の賜死に關する次のような事例研究がある。○金友哲『朝鮮後期政治・社會變動と推鞠』(二〇一三年、ソウル、景仁文化社)、特に第二章第一章「一六八〇年柳赫然の獄事と庚申換局」、第二章「一六八〇年吳始壽の獄事と老論・少論の分黨」。
- (115) 『左傳』昭公三十一年條「不絶季氏、而賜之死」の杜預の集解に、「賜るに死を以てすといえども、その後を絶たず(雖賜以死、不絶其後)」とある。これは「刑死」を回避する「賜死」の處分によって家門の名譽が保たれ、子孫はその社會的地位を維持することができるということを説いているのである。
- (116) 『南遷日録』卷十九、純祖六年四月二十三日條 煥(沈煥之) 律舉行時、金吾郎馳到、拿入其木主、墨抹之、水洗之、竹刀刮之。其應聲一如鞠廳。此(是)「追」奪則一律、故然云矣。
- (117) 『英祖實錄』卷五十、英祖十五年十二月壬午條 右議政俞拓基、以兩大臣伸復事、復上劄曰、「…夫死者之追奪、卽生人之一律。設令兩臣者至今存也、其果當施一律歟。…」劄入、批曰、「既面諭。」○

- 『正祖實錄』卷十四、正祖六年十二月己巳條 右議政金燧上劄曰、「……聖教有曰、『身後追奪、是死者一律。父子并命、似涉過重』、至有詢及諸臣、務欲刑政之無少過不及焉。噫、拯之父子之罪、固不可道矣。伊時事實、備在前後衿紳章牘之中。伏想已入於聖鑑之所俯燭矣。今不須觀縷。……」
- (118) 『明律』吏律、職制、姦黨條 若在朝官員、交結朋黨、紊亂朝政者、皆斬。妻子爲奴、財產入官。○『明律』吏律、職制、上言大臣德政條 凡諸衙門官吏、及士庶人等、若有上言宰執大臣美政才德者、即是奸黨、務要鞫問、窮究來歷明白、犯人處斬、妻子爲奴、財產入官。若宰執大臣知情、與同罪。不知者、不坐。○『明律』刑律一、賊盜、謀反大逆條 凡謀反及大逆、但共謀者、不分首從、皆凌遲處死。祖父・父・子孫・兄弟、及同居之人、不分異姓及伯叔父兄弟之子、不限籍之同異、年十六以上、不論篤疾・癡疾、皆斬。其十五以下、及母女妻妾姊妹若子之妻妾、給付功臣之家爲奴、財產入官。
- (119) 拙稿「朝鮮黨爭期における官人の處分——賜死とその社會的インパクト」(前掲注14)、參照。
- (120) 『景宗修正實錄』卷四、景宗三年六月癸丑條 趙泰弔死。始、英宗在潛邸、泰弔陰懷畏忌、創爲冒嫌之說、而危逼之。儲位已建、逆臣柳鳳輝、以不臣之心、投進凶疏、而肆然劄救、獎以忠志。及代理有命、僭入北門、必沮遏乃已。(睦)虎龍之變、陳「梁獄毋究」之語、置世弟於黯昧之地、鍛鍊誣獄、無所不至。若論凶徒之巨魁、非泰弔伊誰。王章未加、臥死隔下、此豈天討有罪之義乎。至英宗朝、三司請討、閱歲爭執。至丙寅、始命追奪官爵。乙亥、擧察籍之典。
- (121) 『續大典』刑典、推斷條 凡罪人酌處、未出獄而臺啓爭執者、不得發配。已發則前進。
- (122) 金鍾秀、字定夫、號夢村、清風の人。僻派。
- (123) 金逢淳、字道爾、安東の人。僻派。
- (124) 『燃藜室記述』別集卷十三、政教典故、敕文【補】國初、凡有大赦、罪人一切放釋。金安老當國、始更其制、諸路監司遇赦、則得以其所犯之罪、分爲二秩、謂放與未放。及奏稟、朝廷酌而行之。由是大罪多不得蒙宥、當事者亦有用情之弊。〔恬軒瑣錄〕
- (125) 『英祖實錄』卷五十五、英祖十八年六月丙午條 上引見大臣・備堂。……(左議政宋)寅明又言、「全羅監司權禰、於道內罪人放未放修啓時、罪名之關係甚重者、置之稟秩、其最輕者、或置仍秩。國家恩赦、道臣何敢任情取舍乎。禰宜罷其職也。」上從之。
- (126) 『南遷日錄』卷二十、純祖六年五月二十七日條 午後、金吏持來營關。觀察使兼巡察使、爲相考事。節到付義禁府關內、「節啓下教、今月十四日、本府啓曰、昨年赦典、因慶尙道放未放啓本、本府回啓、判付內、機張沈魯崇放送事、命下。而臺啓方張、不得舉行矣。今則臺啓既停、放送事、分付該道道臣之意、敢啓。傳曰、知道亦教是置、到關即時、道內機張縣屏裔罪人沈魯崇身乙、分付配所官、卽爲放送後、依例啓關施行向事」、關是置有亦、關內辭緣相考、同罪人沈魯崇、卽爲放送後、放送月日、星火馳報、以爲啓聞之地事、云云。丙寅五月二十四日、在營。(傍線部は吏讀)
- (127) 『顯宗實錄』卷五、顯宗三年三月辛丑條 撤尹善道圍籬。……李景奭以耄不加罪、議欲寬之。鄭太和心然之。至登對平議。上問之。太和曰、「善道既年老且死。圍籬與係獄無異。本罪雖不可輕議、撤其圍籬、可矣。」上復問諸臣、僉議皆然。遂命撤之。
- (128) 拙稿「朝鮮初期の徒流刑について」(前掲注4)、參照。
- (129) 金龜柱は慶州の人。英祖繼妃・貞純金氏の兄。
- (130) 『正祖實錄』卷十八、正祖八年八月丙戌條 教曰、「……其令王府、黑山島圍籬安置罪人金龜柱、撤籬出陸。……」
- (131) 『正祖實錄』卷二十二、正祖十年閏七月癸巳條 全羅道觀察使沈頤之、以羅州牧定配罪人金龜柱物故、啓。教曰、「罪名雖重、其在仰慰慈心之道、豈可置之「身故未蒙放」之秩。罪名・徒流案、特爲爰周。令本官厚斂、出給本家、仍令優給米木、卽爲返葬。此乃慰慈心之意事、回

論」

(132) 『顯宗實錄』卷十、顯宗六年二月壬午條 上引見大臣及禁府、刑曹堂上、三司官于養心閣、理冤獄。……又啓尹善道事。上曰、「善道疏語凶慘、其罪固重。而先朝以師傅、禮待極隆、且年踰七十。若使死於三水、則未知如何。」……大臣・三司、不敢復言。上仍問曰、「善道、當減等耶。」重普曰、「安置後加圍籬。其後審理時、還撤圍籬。今將何以處之。」上曰、「予欲定配於南方。」太和・命夏曰、「此則未爲不可。」上曰、「定配南方、使之老死於渠鄉。」……

(133) 『顯宗實錄』卷十、顯宗六年二月甲申條 移配尹善道于光陽。善道之初命移配也、上只命定配南方、不言安置減等、故禁府於定配單子、以安置書入。上問于政院曰、「既以定配爲教、而禁府不有成命、勿以安置書入。政院亦何以捧入乎。」政院啓曰、「當初無安置減等之教、故禁府如是書入。臣等亦捧入。聖教如此。請令該府改書以入。」上下教曰、「毋論事之大小、已有成命、則當依舉行。而既以定配付標以下之後、禁府敢以移配安置書入、抑何意也。」判義禁洪重普等惶恐、乃反歸答於都事及下吏、啓曰、「莫重定配單子、不察傳旨文字、只循前案、安置二字、矇然書入、事極可駭。當該都事汰去、本府吏、從重治罪。」於是善道移配光陽。善道家在海南、距光陽至近。時輩皆憤鬱、而無敢言者。

(134) この場合は教典としての「放逐郷里」である。○『哲宗實錄』卷十一、哲宗十年七月癸酉條 教曰、「重臣・宰臣之屢月行禮、不無斟量者存。龍潭縣竄配罪人金箕晚、中和府竄配罪人沈敬澤、安邊府竄配罪人趙徽林、竝放逐郷里。」○「哲宗記事」(「稗林」所收本) 哲宗十一年二月條 傳曰、「放逐郷里罪人金箕晚、沈敬澤、趙徽林、并放。」

(135) 『肅宗實錄』卷三十六、肅宗二十八年五月甲午條 兩司申三大臣合啓。答曰、「南九萬・柳尙運、中途付處。」是後九萬等遠竄之啓、即停。付處南九萬于牙山縣、柳尙運于稷山縣。○『肅宗實錄』卷三十七、肅宗二十八年十一月庚午條 命釋中道付處罪人南九萬・柳尙運、放歸田里。

用大婚後教典也。

(136) 『國朝人物考』下、南九萬墓誌銘(崔昌大) 公の家湖西之結城、……辛巳(二七〇一)、怨公者柄用、持(張)希載事、請竄公。上不許曰、「予知其心事、久之。」只配牙山。蓋迫於臺議也。尋有還結城。(『藥泉集』に收める父・南二星の「行狀」にも、かれ(南二星)が「結城郷舍」から息子(南九萬)に手紙を寄せたことが見えている。『忠清道邑誌』第四十五冊、結城縣、人物條(亞細亞文化社影刊『韓國地理志叢書』邑誌七)。

(137) 『太祖實錄』卷二、太祖元年十月庚申條 禹玄寶・李穡・偁長壽等三十人、外方從便。李詹・許膺等三十人、京外從便。○『太祖實錄』卷三、太祖二年正月丁未朔條 宥禹玄寶・李穡・偁長壽等三十人、許京外從便。

(138) 『肅宗實錄』卷二十六、肅宗二十年四月壬辰條 大司憲李奎齡、……合同論、「……請其時、領議政權大運、左議政陸來善、竝絕島安置。……」上從之。○『肅宗實錄』卷二十八、肅宗二十一年五月壬戌朔 引見大臣及禁府・刑曹堂上、疏決罪人。領議政南九萬、左議政柳尙運、右議政申翼相、皆言、「安置罪人權大運、年踰八十、且其心事不至慘刻。宜放之。」上從之。承旨金盛迪及三司諸臣、皆力爭而不能得。……憲府啓請還收大運放歸田里之命。上亦不允。○『肅宗實錄』卷二十三、肅宗二十五年二月甲辰條 大臣・禁府堂上・三司入侍、行疏決。放歸田里罪人權大運……、竝放送。

(139) 『兩銓便放』卷一、東銓、歲抄 凡收告身、及罷職者、每冬夏季月初一日、具罪名、啓聞。〔註〕付處減等、則削黜施行。放逐郷里・放歸田里減等、則依被謫蒙放例。被謫蒙放點下、則職牒還授。奪告身二等以上點下、則減一等。一等則亦職牒還授。削職・削黜・刊版・永刊等罪點下、則亦職牒還授。職牒還授・謹罷・罷黜・不敘等罪點下、則敘用。』

(141) 『中宗實錄』卷八、中宗四年四月乙酉條 傳曰、「近觀囚徒案、皆不久

- 滯。然其中恐有日久者。囚徒及收職牒・罷職人、書啓。欲與大臣、議疏放。」永嘉府院君金壽童、左議政朴元宗、右議政柳順汀、吏曹判書申用漑、兵曹判書金應箕、刑曹判書金詮等議。敍用者四人。職牒還授者四十餘人矣。「獄囚、則時方覈實、不議。」
- (142) 前掲注(140)、參照。
- (143) 『續大典』刑典、赦令 永不除職者、過十年遇赦、永不敍用者、過三年遇赦、稟旨書入「大赦則勿拘此限」。
- (144) 前掲注(131)、參照。
- (145) 『純祖實錄』卷十、純祖七年正月己巳條 命賜死罪人洪樂任、復官爵。……至是、教曰、「……賜死罪人洪樂任、徒流案交周、復其官爵等節、令該曹舉行。」
- (146) 『正祖實錄』卷三十、正祖十四年四月丁丑條 司憲府「持平李敬心」啓曰、「……近來赦典、每有徒流案交周之命、而交周即放送也。……」
- (147) 『文宗實錄』卷十、文宗元年十一月乙巳條 輪對。集賢殿副提學辛碩祖……又啓曰、「告身追奪者、若遇恩赦、身死則不之給。假如二人、同犯一罪、一人生則還受、一人死則否、事甚不均。職之有無、雖若無關於死者、子孫因以承蔭、且書神主、所係甚重。昔文王之恩、下及枯骨。乞勿拘生歿、一體施行、使死生無憾。且告身追奪者、未滿一歲、則不在取旨之例、亦未便。但當論罪之輕重、勿限年之久近、以廣自新之路。……」上曰、「告身不拘生歿、量罪還給、予當更思而處之。……」
- (148) 『純祖實錄』卷四、純祖二年四月辛丑朔條 咸鏡監司李義弼啓言、「慶興府荐棘罪人有隣、今三月十一日物故。……」○『純祖實錄』卷九、純祖六年十一月丙午條 教曰、「……物故罪人徐有隣罪名、交周徒流案。」○同上、純祖六年十二月甲戌朔條 歲抄、前鞫廳罪人趙元喆、前留守徐有隣、職牒還給。前判書李益運、前承旨鄭尙愚、敍用。
- (149) 『正祖實錄』卷三十、正祖十四年四月丁丑條 司憲府「持平李敬心」啓曰、「……近來赦典、每有徒流案交周之命、而交周即放送也。近聞、名在丹書之類、若蒙交周之恩、便稱復官、祠版・籍單、冒書職銜。其爲壞隄防、駭聽聞、非細故也。請嚴飭金吾・京兆、一一釐正。……」批曰、「……徒流案交周後、冒書職銜釐正事、既有竝罪名交周之命、則與只命交周姓名於配案差開。今何必一一查出乎。雖未知誰家何人、既書之祠版、使之一一洗改、則爲其子孫者、其心所隱痛、必有百倍於生前行遣。非特曲念此等家情理、以朝家忠厚之風、不必如是。亟停。……」
- (150) 文孝世子は正祖の長子。純祖の異母兄。正祖六年(一七八二)九月に生まれ、正祖十年(一七八六)五月に五歳で歿した。
- (151) 『正祖實錄』卷十四、正祖六年十二月乙丑條 召見大臣、義禁府・刑曹・吏兵曹堂上、疏放三千一百三十七人。……身死未蒙放罪人申晦、既無犯逆之跡、則惟今大霽、有何斬持。特爲給牒。遠竄蒙放後身死罪人韓翼喜、……罪名・徒流案交周。追削人尹官舉・尹拯、皆以處分之過中知之云。今番赦典、何必斬持。亦爲復官。量移罪人陸祖煥、鳥配罪人鄭澤孚・李萱、出陸罪人崔東嶽・李普溫・尹弘烈、屏裔罪人安寬濟、定配罪人安兼濟・申光履・金載順・李金緯・李復一・尹得毅・金梯行・南柱老・李聖模、放逐罪人趙德成、身死未蒙放罪人鄭義達、罪人金相定・安大濟・金相戊・申光緝、門黜罪人吳道鈺・趙峴・李潤成・李鎮常・孟鳴遠・尹彝復、竝放。趙濟泰・金昌祿・李弘遠・李弘濟、竝減等。趙岬、量移。圍籬安置罪人韓光聚、撤籬。」時、京外謫籍盡空。蓋無前大霽也。
- (152) 申晦、字汝根、平山の人。英祖朝に領議政に至り、丙申年(正祖即位年)に「中途付處」の處分を受けて洪州の謫所に歿した。○『正祖實錄』卷一、正祖即位年五月乙未條 命削黜罪人申晦、中途付處。從臺啓也。○『正祖實錄』卷十四、正祖六年十二月乙丑條 召見大臣・義禁府・刑曹・吏兵曹堂上、疏放三千一百三十七人。教曰、「……身死未蒙放罪人申晦、既無犯逆之跡、則惟今大霽、有何斬持。特爲給牒。……」

- (153) 韓翼馨、字敬夫、清州の人。英祖朝に領議政に至り、正祖初年に「中途付處」の處分を受けて豊川府に付處。ついで延安府に移配され、さらに「遠竄」の處分を受けたが、まもなく「放送」された。○『正祖實錄』即位年九月甲戌條、戊子條、及び元年五月乙亥條、參照。
- (154) 鄭義達は英祖朝の弘文館校理。○『正祖實錄』卷一、正祖即位年四月己巳條 正言姜忱啓言、「前校理鄭義達、爲訓局郎廳時、私用軍錢、至於七千餘金之多。請施屏裔之典。」命削黜。○同上、正祖即位年五月丙子條 次對。……司諫院「大司諫洪楨、獻納李儒慶」啓請、「削黜罪人鄭義達、先改三司之職、亟施屏裔之典。」依啓。○『正祖實錄』卷十四、正祖六年十二月乙丑條 召見大臣、義禁府・刑曹・吏兵曹堂上、疏放三千一百三十七人。教曰、「……身死未蒙放罪人鄭義達、……竝放。」
- (155) 『正祖實錄』卷十四、正祖六年十二月乙丑條 召見大臣、義禁府・刑曹・吏兵曹堂上、疏放三千一百三十七人。……身死未蒙放罪人申晦、既無犯逆之跡、則惟今大霽、有何靳持。特爲給牒。遠竄蒙放後身死罪人韓翼馨、……罪名・徒流案交周。……身死未蒙放罪人鄭義達、……竝放。……時、京外謫籍盡空。蓋無前大霽也。
- (156) 『韓史彙』卷五、太上皇、甲子元年條 大院君以仁祖以來罪案多繫偏重、冤氣鬱結、令政府、奏除在大逆外者四百人罪案。竝敍其子孫。『推考薄罰』(『孝宗實錄』卷七、孝宗二年八月甲寅條、「罷職薄罰」) 『肅宗實錄』卷五十七、肅宗四十二年二月甲子條、「削黜薄罰」(『肅宗實錄』卷五十七、肅宗四十二年二月癸未條、「付處薄罰」) 『英祖實錄』卷十四、英祖三年十一月戊寅條「遠竄之罰」(『孝宗實錄』卷九、
- (161) 孝宗三年十二月丙寅條) 等、官人に對する一連の處分はいずれも「罰」とよばれている。もちろん「賜死」のような重大な處分を「罰」と呼ぶことには検討の餘地があるが、少なくともそれは「刑」ではない。なお、「書經」呂刑に「五刑不簡、正于五罰」とあり、『說文解字』の「罰」字の條に「辜之小者。从刀从冒。未以刀有所賊、但持刀罵冒、則應罰」とある。
- (158) 『高宗實錄』卷一、元年三月初五日條 兩司再次聯劄、請沈履澤父子、施以當律。批曰、「法曹勘斷、直援律例、而特教處分、事體不同、不必如是屢煩矣。感古堂之忍加變改、不敬爲甚。沈宜冕、永削仕版、放逐鄉里。」
- (159) 「囚禁・推鞠・照律」の手續きについては、拙稿「朝鮮初期の笞杖刑について」(前掲注4)、參照。
- (160) 『純祖實錄』卷九、純祖六年五月癸亥條 命沈達漢竄配傳旨、交周。禁府啓言、「癸亥春、因申龜朝上疏、沈達漢竄配啓下、而以臺啓方張、不得舉行。今臺啓雖停、既有傳旨、何以爲之。」遂有是命。○『純祖實錄』卷二十九、純祖二十七年十月庚寅條 義禁府、以「沈象奎・曹鳳振・趙璟鎮放歸田里、睦臺錫・韓植林放送事、令下、而臺啓方張、不得舉行」爲達。令卽速舉行。
- (161) 『顯宗改修實錄』卷八、顯宗三年十二月甲子條 況臺啓未停之前、不得奉行、自有古例。○『肅宗實錄』卷三十二、肅宗二十四年十月庚戌條 臺啓未停之前、凡事例不得舉行。○『南遷日錄』卷十五、純祖五年八月初八日條 臺啓未停之前、雖有宥命、不得舉行、例也。